

平成 23 年度 年金制度のポイント

厚生労働省 年金局

2011

はじめに

「年金」というと、皆様はどのようなイメージをお持ちでしょうか。安心の老後を迎るために必要な不可欠なもの、一方で制度が複雑で取り付きにくいものと様々な印象をお持ちなのではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど給付の要件を満たした方に対して、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格により、国が運営し国民に加入義務のある公的年金と、個人や企業の選択で加入する私的年金に分かれます。また、公的年金には、給付の要件によって、老後の生活を支える老齢年金、障害を負ってしまった方の所得を保障する障害年金、生計者が死亡した時に家族に支払われる遺族年金があります。

わが国の年金制度の中核である公的年金制度は、社会保険の仕組みであり、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”的事態に備え、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。その財源は、被保険者の皆さまからいただく保険料と国庫負担（税金）から成り立っています。また、保険料による積立金を運用し、その収益も将来の年金給付に充てています。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、年金制度のポイントをまとめたものです。

第1章から第5章までは、公的年金制度の仕組みについて解説しています。

第1章では、公的年金の意義と役割について解説しています。

第2章では、公的年金の制度体系や、給付額の目安、公的年金制度の財政の仕組みについて解説しています。

第3章及び第4章では、公的年金制度の対象者（適用・資格要件）、被保険者が納付する保険料の水準や免除要件、年金の支給要件・給付額等について、解説しています。

第5章では、年金積立金の運用について解説しています。

公的年金制度においては、海外に赴任する方が、自国と赴任先で二重に保険料を負担する必要がないよう、諸外国との間で社会保障協定の締結を進めています。

第6章では、こうした社会保障協定の締結状況及び年金制度の国際比較について解説しています。

第7章では、私的年金の一例として、公的年金に上乗せして年金給付を受けることのできる企業年金等の仕組みについて解説しています。

さらに、参考資料として、公的年金制度における直近の財政検証の結果や公的年金制度の運営業務を担当する日本年金機構の概要を掲載しています。

ご覧いただいている皆様に、年金制度にご興味をお持ちいただくとともに、ご理解を深めていただければ幸いです。

目次

第1章 公的年金の意義と役割

1	少子高齢化の進行と年金の役割	4
2	公的年金の基本的考え方	7

第2章 公的年金制度の概要

1	公的年金の制度体系	9
2	公的年金の給付金額	12
3	公的年金の財政	13

第3章 公的年金の適用と保険料

1	公的年金の加入者	14
2	公的年金の保険料	14
3	将来の保険料水準の固定	16
4	国民年金の保険料免除	17

第4章 年金の支給要件と年金額

1	老齢基礎年金・老齢厚生年金	20
2	障害基礎年金・障害厚生年金	24
3	遺族基礎年金・遺族厚生年金	26
4	国民年金・厚生年金におけるその他の給付	28

第5章 年金積立金の運用

1	年金積立金の意義	29
2	運用の仕組みなど	30

第6章　社会保障協定

1	社会保障協定の意義	33
2	社会保障協定の締結等の状況	33
3	二重負担の防止	33
4	加入期間の通算	33
5	年金制度の国際比較	34

第7章　企業年金制度等

1	企業年金等の意義	35
2	確定給付型と確定拠出型	35
3	厚生年金基金の現状	37
4	確定給付企業年金の現状	39
5	確定拠出年金の現状	41
6	国民年金基金の現状	43

参考資料（平成 21 年財政検証結果）

1	平成 16 年年金制度改正における給付と負担の見直し	45
2	財政検証の諸前提	46
3	厚生年金の財政見通し	47
4	国民年金の財政見通し	48
5	給付水準の将来見通し	49
6	年金額及び所得代替率の見通し（標準世帯）	49

参考資料（日本年金機構）

1	日本年金機構の設立（社会保険庁改革等の経緯）	50
2	日本年金機構の中期目標及び中期計画	50
3	日本年金機構におけるお客様サービスの基本方針	53

第1章 公的年金の意義と役割

1 少子高齢化の進行と年金の役割

誰でも年をとれば、個人差はあっても、若い頃のように働けなくなり、収入を得る能力が低下するリスクを背負っています。

公的年金の大きな役割は、こうした老後の生活を保障することです。

我が国の平均寿命は世界一の水準に達し、人口構造の高齢化が進む一方、生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進ん

でいます。また、総務省の「平成21年人口推計年報」(平成22(2010)年4月公表)による平成21年10月1日現在の人口は1億2,751万人で、同調査の平成20年10月1日現在の人口と比べて18万人の減少となっており、わが国が「人口減少社会」を迎えることが明らかになってきています。

〈図表1-1〉65歳以上人口割合等の推移と見通し

	65歳以上人口／全人口	65歳以上人口／20歳以上65歳未満人口
昭和35(1960)年	5.7%	10.6% (9.5人で1人)
昭和45(1970)年	7.1%	11.7% (8.5人で1人)
昭和55(1980)年	9.1%	15.1% (6.6人で1人)
平成2(1990)年	12.0%	19.6% (5.1人で1人)
平成7(1995)年	14.5%	23.2% (4.3人で1人)
平成12(2000)年	17.3%	27.9% (3.6人で1人)
平成17(2005)年	20.2%	33.1% (3.0人で1人)
平成21(2009)年	22.8%	38.5% (2.6人で1人)
平成42(2030)年	31.8%	58.2% (1.7人で1人)
平成67(2055)年	40.5%	85.0% (1.2人で1人)

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

＜図表1-2＞平均寿命の推移（単位：年）

	平均寿命	
	男	女
昭和35（1960）年	65.32	70.19
昭和45（1970）年	69.31	74.66
昭和55（1980）年	73.35	78.76
平成2（1990）年	75.92	81.90
平成7（1995）年	76.38	82.85
平成12（2000）年	77.72	84.60
平成17（2005）年	78.53	85.49
平成21（2009）年	79.59	86.44

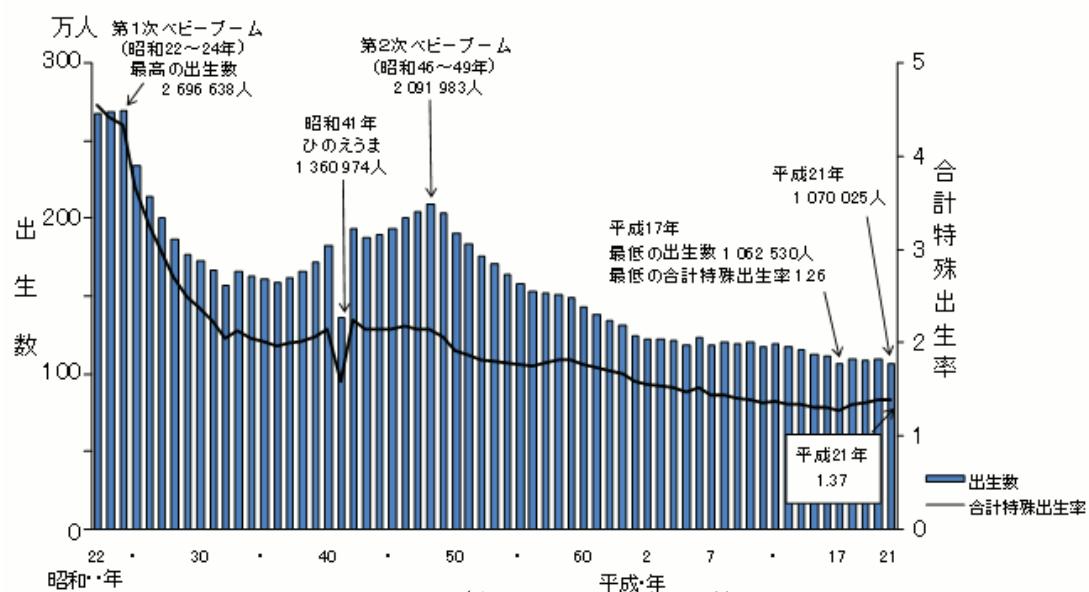
（資料）厚生労働省統計情報部「平成21年簡易生命表」

＜図表1-3＞平均寿命の国際比較（単位：年）

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2009	79.59	86.44
アメリカ	2007	75.4	80.4
イスラエル	2008	79.1	83.0
韓国	2008	76.5	89.3
フランス	2009	77.8	84.5
アイスランド	2009	79.7	83.3
イタリア	2007	78.67	84.04
ノルウェー	2009	78.60	83.05
スウェーデン	2009	79.36	83.37
スイス	2008	79.7	84.4
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

（資料）厚生労働省統計情報部「平成21年簡易生命表」

＜図表1-4＞出生数及び合計特殊出生率の年次推移



長寿化による国民の老後期間の伸張のほか、

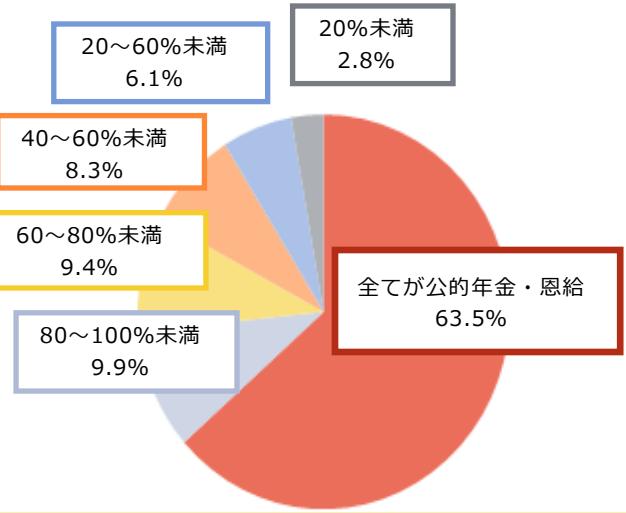
- ・産業構造の変化（工業化等）
- ・都市化
- ・家族（世帯）の在り方の変化
- ・国民意識の変化

などに伴い、子どもからの仕送りなどの私的扶養のみに頼って老後生活を送ることが困難になっています。

こうした中で、公的年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、国民の4人に1人が年金を受給するなど、今や老後生活の柱として定着し、国民生活に不可欠な役割を果たしています。

〈図表1-6〉6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

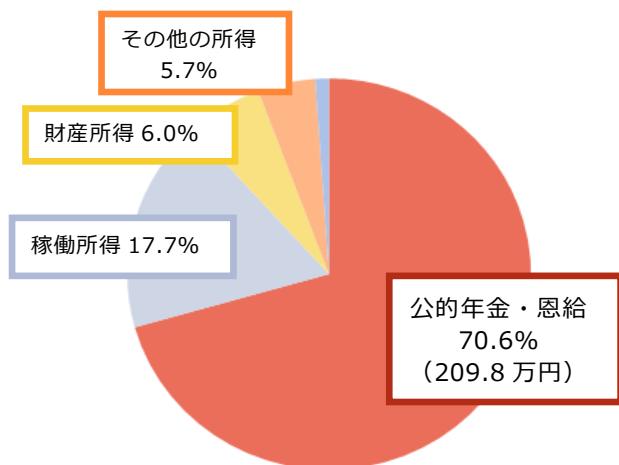
公的年金・恩給が総所得に占める割合



平成21年国民生活基礎調査（厚生労働省）

〈図表1-5〉年金は高齢者世帯の収入の7割

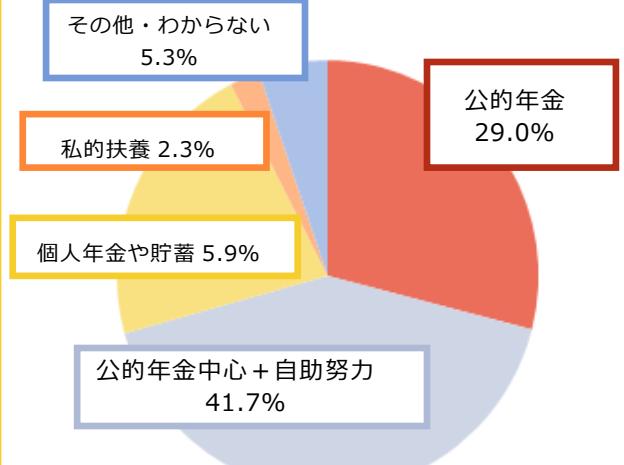
高齢者世帯の平均所得に占める割合



平成21年国民生活基礎調査（厚生労働省）

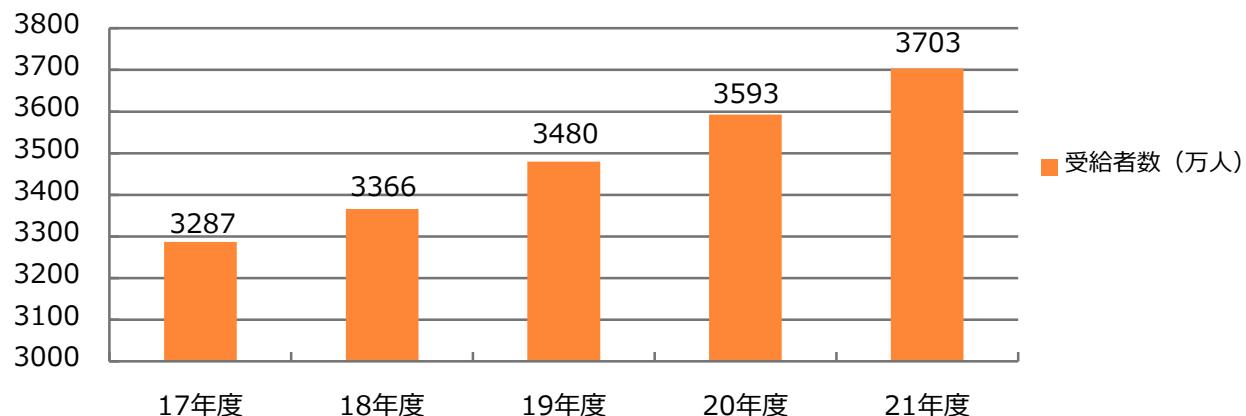
〈図表1-7〉高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割

高齢期の生活設計



社会保険事業の概況（社会保険庁）

〈図表1—8〉国民の4人に1人が年金を受給



2 公的年金の基本的考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立ててその運用益とともに個人に返す（＝積立方式）のではなく、現在の現役世代の納める保険料によって現在の高齢者の年金給付を賄うという、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代間扶養の仕組み（賦課方式）によって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているからこそ、

- ・賃金や物価に応じて給付額をスライド
- ・受給権者が亡くなるまで年金を支給
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

といったことが可能になっているのです。

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれことがあります。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることは適当ではないことに留意する必要があります。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金は、(1)で述べたような長所があり、さらに公的な制度であるからこそ、

- ・給付費などに対する国庫負担が行われること
- ・支払った保険料は税制上、所得から全額控除されること（社会保険料控除）

など、私的年金にはないメリットがあります。

私的年金や貯蓄は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズを満たす役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の生活資金を確保していくべきものと考えられます。

公的年金制度は、本来、損得で論ずる問題ではありませんが、あえて計算したとしても、「払い損」にはなっていません。

〈図表1－9〉世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5.1倍	3.4倍	2.8倍	2.5倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,700万円
年金給付	1,400万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	2,500万円
比率	4.5倍	2.7倍	1.9倍	1.6倍	1.5倍

(注1)保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定しています。

(注2)65歳から60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで年金を受給するものと仮定しています。

(注3)保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2016年～); 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%)

(注4)【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

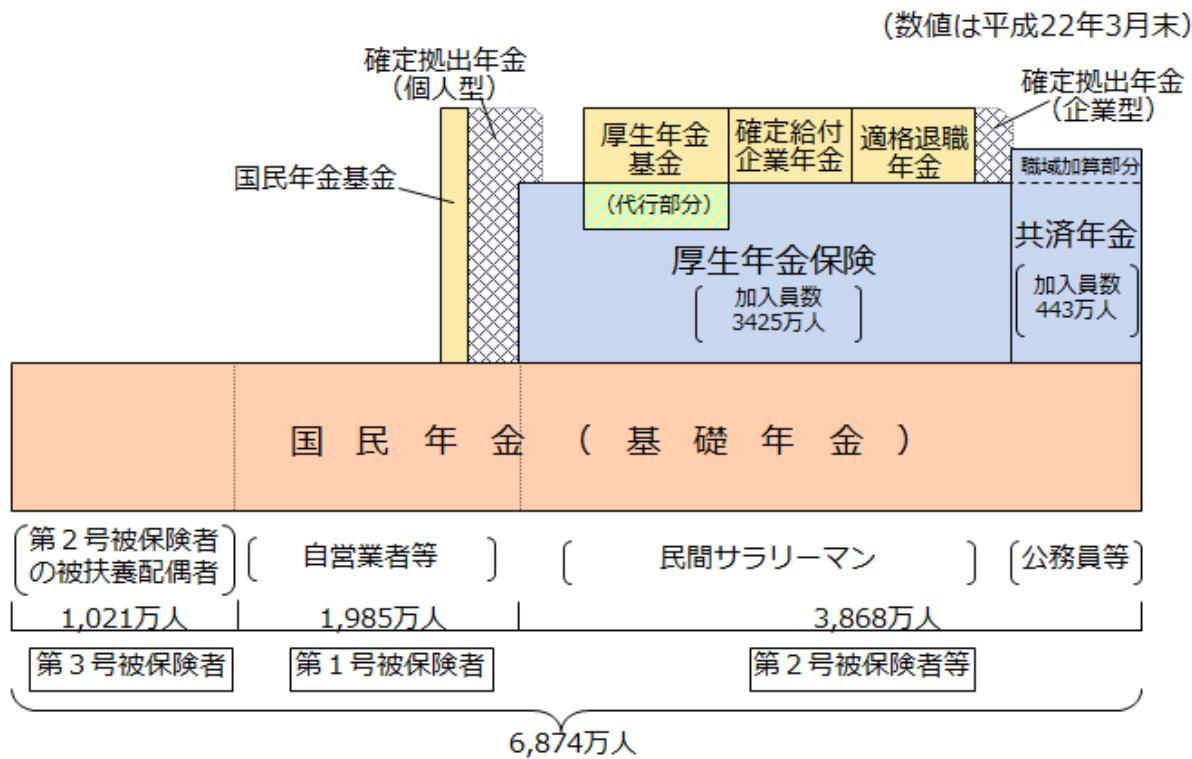
わが国の公的年金の特色の一つは、全国民が職業や所得などにかかわらず公的年金でカバーされる「国民皆年金」の制度を探っています。このような体制は昭和36(1961)年に国民年金制度の適用が始まりましたことにより整備されました。

(2) 「2階建て」の制度体系

その後、昭和61(1986)年の制度改正により、基礎年金制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受けることになります。

<図表2-1>



※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者をいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

＜図表2-2＞公的年金制度一覧

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成23年4月)	（平成21年度末（平成22年3月末）現在）	
									万円	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	1,985				3.9	兆円 7.5	兆円 [7.5]	4.3 [4.0]	15,020	
第2号被保険者	3,780	2,765	2.45	5.8	—	—	—	—	—	65歳
第3号被保険者	1,021									
合計	6,786									
(参考) 公的年金加入者合計	6,874									

(注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.8万人である。

- 1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
- 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
- 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
- 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受け入れを控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
- 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
- なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

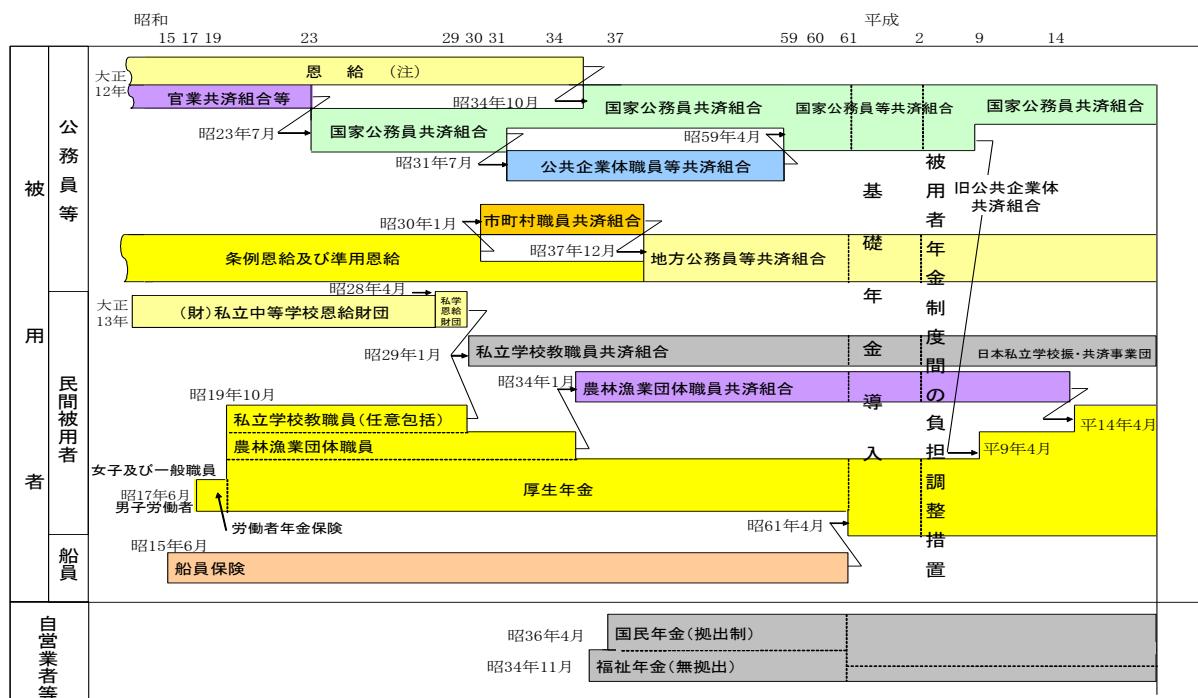
区分	適用者数 ①	老齢（退職）年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢（退職）年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成23年4月)	（平成21年度末（平成22年3月末）現在）	
									万円	老齢（退職）年金 支給開始年齢 (平成23年度)
厚生年金保険	3,425	1,385	2.47	16.5	36.7	兆円 119.5 [120.8]	兆円 [8.3]	4.3 [4.1]	16.058	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳
国家公務員共済組合	104	68	1.53	21.7	2.0	8.4	6.3 [6.0]	15.508		坑内員・船員 59歳
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9 [37.6]	10.0 [9.2]	15.508		定額部分 一般男子・共済女子 64歳
私立学校教職員共済	48	11	4.32	21.2	0.4	3.4 [3.4]	9.9 [9.1]	12.938		厚年女子 62歳
合計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2 [170.1]	5.1 [4.8]			坑内員・船員 59歳

(注) 1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。

2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.696%である。
6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって貯う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。

(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

＜図表2－3＞公的年金制度の沿革



(注)明治8年に海軍退職令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

＜図表2－4＞主な年金制度改正の経緯



2 公的年金の給付金額

＜図表2－5＞平成23（2011）年度 年金額一覧

[] 内は月額換算した額

		平成23年4月～	
【国民年金】			
老齢基礎年金		788,900	[65,741]
障害基礎年金(1級) (2級)		986,100	[82,175]
遺族基礎年金(子1人)		788,900	[65,741]
基　本		1,015,900	[84,658]
加　算		788,900	[65,741]
		227,000	[18,916]
旧法 5年年金		407,900	[33,991]
10年年金		479,300	[39,941]
障害年金(1級) (2級)		986,100	[82,175]
母子年金(子1人)		788,900	[65,741]
基　本		1,015,900	[84,658]
母子加算		788,900	[65,741]
		227,000	[18,916]
老齢福祉年金		404,200	[33,683]
【厚生年金】			
標準的な年金額※		2,779,800	[231,648]
旧法 障害年金 (最低保障額)		788,900	[65,741]
旧法 遺族年金 (2子・最低保障額)		1,507,700	[125,641]
基　本		788,900	[65,741]
寡婦加算		264,800	[22,066]
加　算		454,000	[37,833]

※ 夫が平均的収入（平均標準報酬 36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

＜図表2－6＞近年の物価スライドの経緯

年度（平成）	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
全国消費者物 価指数対前年 比（%）	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	1.4	△1.4	△0.7	－
スライド率 (%)	0.0	0.0	0.0	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.0 (※)	0.0 (※)	0.0 (※)	0.0 (※)	△0.4 (※)

物価スライド特例措置

- 平成23年度現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている（特例水準の年金額）。

※ 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるという仕組み。

3 公的年金の財政

公的年金の収入は、保険料のほかに積立金の運用収入と国庫負担（税財源）があり、これらによって年金給付などの支出を賄っています。

特に、全国民共通の基礎年金については、毎年度の給付費を国民年金・厚生年金・共済年金の各制度が加入者数に応じて公平に負担する拠出金と国庫負担によって賄う仕組みとなっています。

このような公的年金の財政については、平成16（2004）年の年金制度改正までは、少なくとも5年に一度行われる**財政再計算**によって、長期的な収支を見通した上でその均衡を図り、必要な給付と負担の見直しを行って

きました。平成16年制度改正では、このような従来の財政運営方法をやめて、まず将来の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対する国庫負担の引き上げと合わせて、その収入の範囲内で給付水準を調整し、一定期間（おおむね100年間）において財政の均衡を図ることとされました。

この新たな仕組みの下では、従来の財政再計算に代わり、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて年金の財政状況を検証し、「財政の現況および見通し」を作成することとされています（**財政検証**）。

＜図表2-7＞公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ

国 民

○公的年金加入者数（平成21年度末）

6,874万人
国民年金第1号被保険者 1,985万人
国民年金第2号被保険者等 3,868万人
国民年金第3号被保険者 1,021万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者をいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

○受給権者数（平成21年度末）

3,703万人（国民の4人に1人）

・基礎年金（40年加入）
月額 65,741円
・厚生年金（夫婦2人分の標準的な年金額）
月額 231,648円

（平成23年度）

○高齢者世帯の所得の約7割は公的年金

高齢者世帯の所得（297.0万円）に占める
公的年金・恩給の割合 70.6%（209.8万円）
（平成21年国民生活基礎調査）

保 険 料

32.1兆円

（国民所得の約8%）

（平成22年度）

国民年金保険料：15,020円（23.4～）
<最終>16,900円（29.4～、16年度価格）

厚生年金保険料率：16.058%（22.9～）
<最終>18.3%（29.9～）

年 金 給 付

51.4兆円

（公的年金の給付費）

（平成22年度）

cf. 国の一般歳出
(平成22年度当初予算)
53.5兆円

年 金 制 度

國 民 年 金
厚 生 年 金
共 济 年 金

厚生年金、国民年金の
年金積立金資産額
(平成21年度末)

128.3兆円（時価ベース）

国 等

年金への国庫等負担
(平成22年度)
11.2兆円

※平成21年度より基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げ

第3章 公的年金の適用と保険料

1 公的年金の加入者

厚生年金の適用事業所に雇用されている 70 歳未満の人は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員共済制度の加入者は、共済組合の組合員等となります。これらの被用者は、原則として、厚生年金または共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（第 2 号被保険者）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する人のうち 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の被保険者（第 3 号被保険者）となります。

これら以外の人（自営業者、農林漁業者など）で 20 歳以上 60 歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）となります。

2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）は、国民年金に毎月一定額（平成 23(2011)年度は 15,020 円）の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率（平成 22 年 9 月～23 年 8 月は 16.058%）を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

国民年金の第 3 号被保険者は、自ら保険料を納めません。その配偶者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものという認識に立つており、第 3 号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者が加入する制度からの拠出金で賄われます。

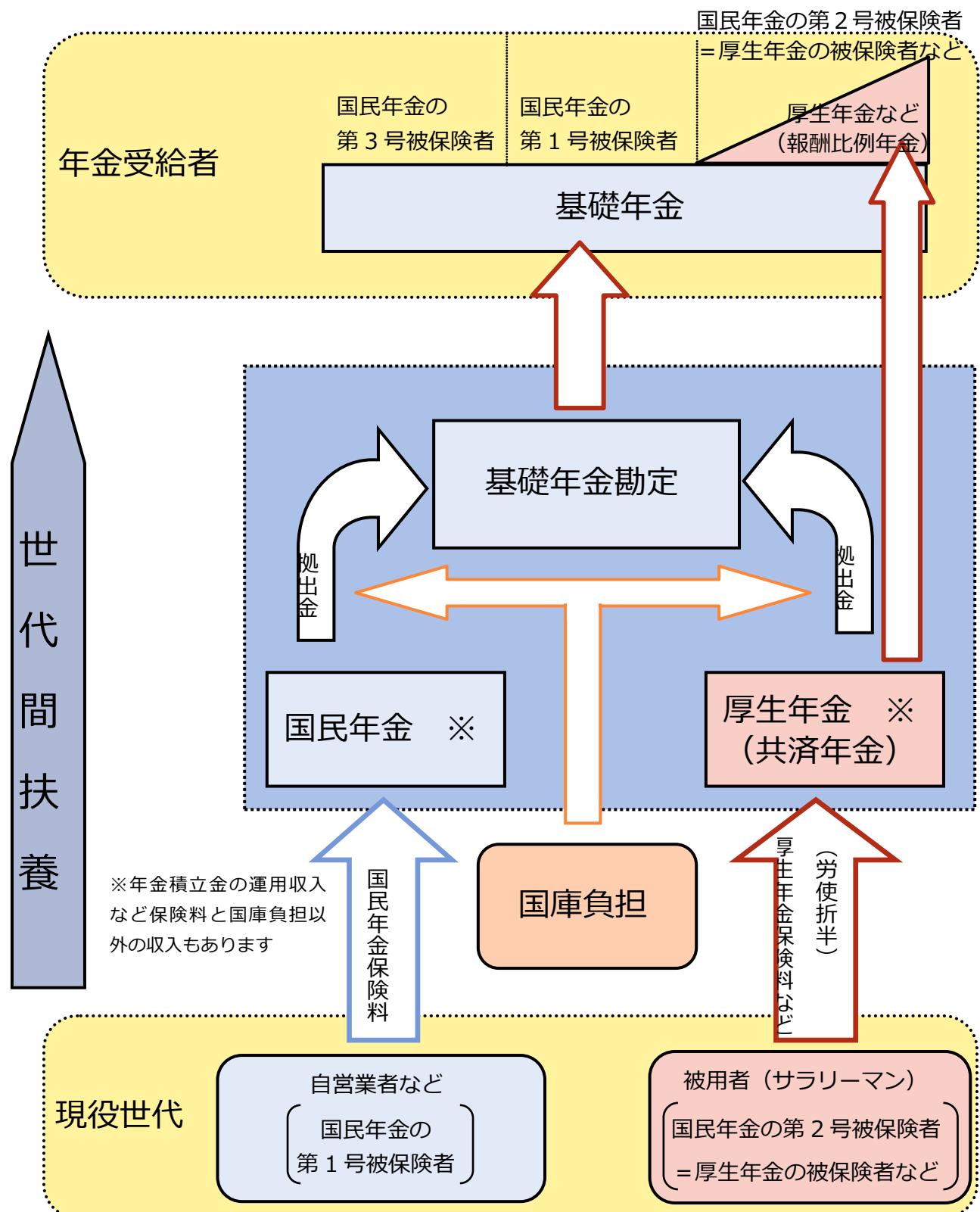
職業等	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等（20 歳以上 60 歳未満で下記以外の人）	国民年金 【第 1 号被保険者】	15,020 円（月額）※毎年度 280 円（平成 16 年度価格*）ずつ引き上げられ、最終的に 16,900 円（*）で固定。
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される 70 歳未満の人（会社員等）	国民年金 【第 2 号被保険者】 厚生年金 月収の 16.058%（労使折半。本人負担は月収の 8.029%）※毎年 9 月に 0.354%ずつ引き上げ、最終的に 18.3%で固定。
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第 2 号被保険者】 共済年金 加入共済制度により月収の 12.584%～15.508%（労使折半）
専業主婦等（被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人）	国民年金 【第 3 号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が所属する被用者年金制度（厚生年金または共済年金）が負担）

※ 平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。

※ 平成 23 年 9 月～24 年 8 月の厚生年金保険料率は 16.412%（本人負担は 8.206%）

※ 65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者は、国民年金の第 2 号被保険者とならない。

<図表3-1>費用負担の仕組み



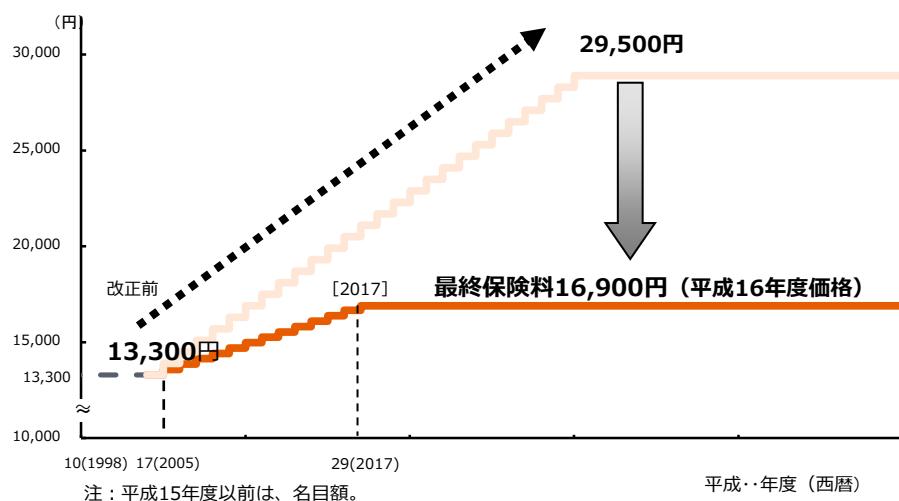
3 将來の保険料水準の固定

以前は、国民年金・厚生年金の保険料（額）の設定について、「段階保険料」という考え方に基づき、少なくとも5年に一度行われる財政再計算の際に給付と負担を見直して、財政が均衡するよう将来的保険料引き上げ計画を策定することとなっていました。

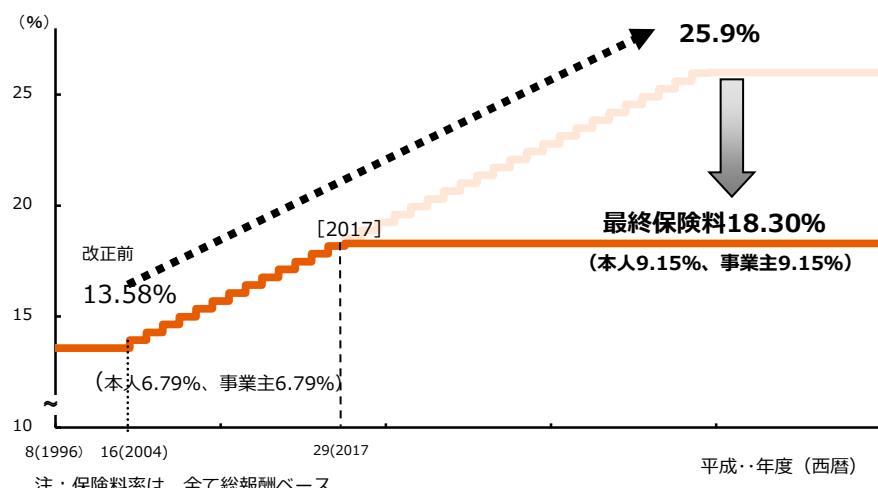
しかし、少子高齢化が急速に進む中で、この

ような方法をとつてはいた場合、将来的保険料水準が際限なく上昇してしまうのではないかといった懸念の声があつたことから、平成16(2004)年の年金制度改革では、最終的な上昇を極力抑えながら将来的保険料水準を固定し、その範囲で給付を行うという、新たな年金財政運営方法がとられました。

国民年金の保険料



厚生年金の保険料



4 国民年金の保険料免除

国民年金の第1号被保険者の中には、多様な方々が含まれています。その中には、失業して所得のない方など、経済的な理由により一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みが設けられています（10年以内であれば追納が可能）。

保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続をとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1または4分の1の納付が免除されます。

申請により保険料免除を受けると保険料の支払いは減額されますが、受け取れる老齢基礎年金額も減額になります。免除率と年金額の計算は次の通りです。

＜平成21年3月以前の期間＞

全額免除=3分の1、4分の3免除=2分の1、半額免除=3分の2、4分の1免除=6分の5

＜平成21年4月以降の期間＞

全額免除=2分の1、4分の3免除=8分の5、半額免除=4分の3、4分の1免除=8分の7

※ 平成23年4月以降の期間については、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（平成23年2月14日に国会に提出）が成立した場合。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

● 免除の対象となる所得のめやす（平成23年度）

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、申請などの手続きをとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額免除期間と同様に計算されます。

また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

さらに、学生には、「学生納付特例制度」が、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生〔学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であつて専修学校に準ずるものに在学する方〕本人の所得が一定以下（※）の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成23年度の所得基準（申請者本人のみ）
118万円+扶養家族等の数×38万円+社会保険料控除等
家族の方の所得の多寡は問いません。

若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下（※）の場合に、保険料の納付が猶予されます。（平成27年6月までの措置）

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成23年度の所得基準（申請者本人と配偶者）
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

参考：厚生年金の標準報酬月額・保険料月額表

厚生年金の保険料は、原則として毎年4～6月の報酬を基礎として厚生労働大臣が決定した標準報酬月額を、その年の9月～翌年8月まで用いて計算します。

<図表3－1>

(単位：円)

標準報酬 月額等級	標準報酬 月額	報酬月額			保険料（月額）	
					H22.9～H23.8 (16.058%)	
					保険料額	自己負担額 (労使折半)
1	98,000	円以上	～	101,000	15,736.84	7,868.42
2	104,000	101,000	～	107,000	16,700.32	8,350.16
3	110,000	107,000	～	114,000	17,663.80	8,831.90
4	118,000	114,000	～	122,000	18,948.44	9,474.22
5	126,000	122,000	～	130,000	20,233.08	10,116.54
6	134,000	130,000	～	138,000	21,517.72	10,758.86
7	142,000	138,000	～	146,000	22,802.36	11,401.18
8	150,000	146,000	～	155,000	24,087.00	12,043.50
9	160,000	155,000	～	165,000	25,692.80	12,846.40
10	170,000	165,000	～	175,000	27,298.60	13,649.30
11	180,000	175,000	～	185,000	28,904.40	14,452.20
12	190,000	185,000	～	195,000	30,510.20	15,255.10
13	200,000	195,000	～	210,000	32,116.00	16,058.00
14	220,000	210,000	～	230,000	35,327.60	17,663.80
15	240,000	230,000	～	250,000	38,539.20	19,269.60
16	260,000	250,000	～	270,000	41,750.80	20,875.40
17	280,000	270,000	～	290,000	44,962.40	22,481.20
18	300,000	290,000	～	310,000	48,174.00	24,087.00
19	320,000	310,000	～	330,000	51,385.60	25,692.80
20	340,000	330,000	～	350,000	54,597.20	27,298.60
21	360,000	350,000	～	370,000	57,808.80	28,904.40
22	380,000	370,000	～	395,000	61,020.40	30,510.20
23	410,000	395,000	～	425,000	65,837.80	32,918.90
24	440,000	425,000	～	455,000	70,655.20	35,327.60
25	470,000	455,000	～	485,000	75,472.60	37,736.30
26	500,000	485,000	～	515,000	80,290.00	40,145.00
27	530,000	515,000	～	545,000	85,107.40	42,553.70
28	560,000	545,000	～	575,000	89,924.80	44,962.40
29	590,000	575,000	～	605,000	94,742.20	47,371.10
30	620,000	605,000	～		99,559.60	49,779.80

(注) 坑内員・船員の保険料率は 16.696% また、賞与に係る保険料は、賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額、1 力月当たり 150 万円が上限）に、保険料率を乗じた額となります。

第4章 年金の支給要件と年金額

1 老齢基礎年金・老齢厚生年金

老齢基礎年金																	
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて 25 年以上あること。 (ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。)</p> <p>②支給開始年齢 65 歳。(ただし、60 歳からの繰上げ受給や、66 歳以降の繰下げ受給を請求することができます。)</p>																
年金額(平成23年度)	<p>$\text{年金額} = 788,900 \text{ 円} \times \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{40(\text{加入可能年数} \times 12)}$</p> <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数×1/3 (平成 21 年 4 月以降の期間は 1/2) ③保険料 3/4 免除月数×1/2 (5/8) ④保険料半額免除月数×2/3 (3/4) ⑤保険料 1/4 免除月数×5/6 (7/8)</p> <p>● 繰上げ請求及び繰下げ請求</p> <p>○ 昭和 16 年 4 月 2 日以後生まれの人 (月単位)</p> <table border="1"> <tr> <td>全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数</td><td>繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65 歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数</td></tr> </table> <p>一部繰上げ (昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日生まれ (女子は昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日生まれ)) 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。</p> <p>○ 昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの人 (年単位)</p> <table border="1"> <tr> <td>繰上げ請求と減額率</td><td>繰下げ請求と増額率</td></tr> <tr> <td>請求時の年齢</td><td>受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間</td></tr> <tr> <td>60 歳</td><td>1 年を超えて 2 年に達するまでの期間</td></tr> <tr> <td>61 歳</td><td>2 年を超えて 3 年に達するまでの期間</td></tr> <tr> <td>62 歳</td><td>3 年を超えて 4 年に達するまでの期間</td></tr> <tr> <td>63 歳</td><td>4 年を超えて 5 年に達するまでの期間</td></tr> <tr> <td>64 歳</td><td>5 年を超える期間</td></tr> </table>	全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数	繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65 歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数	繰上げ請求と減額率	繰下げ請求と増額率	請求時の年齢	受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	60 歳	1 年を超えて 2 年に達するまでの期間	61 歳	2 年を超えて 3 年に達するまでの期間	62 歳	3 年を超えて 4 年に達するまでの期間	63 歳	4 年を超えて 5 年に達するまでの期間	64 歳	5 年を超える期間
全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数	繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65 歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数																
繰上げ請求と減額率	繰下げ請求と増額率																
請求時の年齢	受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間																
60 歳	1 年を超えて 2 年に達するまでの期間																
61 歳	2 年を超えて 3 年に達するまでの期間																
62 歳	3 年を超えて 4 年に達するまでの期間																
63 歳	4 年を超えて 5 年に達するまでの期間																
64 歳	5 年を超える期間																

老齢厚生年金

①受給資格期間

老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に1ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要です。)

②支給開始年齢

60歳台前半の老齢厚生年金…60歳。(平成6年及び12年改正により、段階的に引上げ(表4-1参照))

老齢厚生年金…65歳。ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。

60歳～64歳：(1)+(2)+(3)

65歳以上： (2)+(3)

(1) 定額部分

(1,676円～3,143円※) × (被保険者期間の月数) × 0.981

(2) 報酬比例部分

[(平均標準報酬月額) × (10/1000～7.5/1000※) × (平成15年3月までの被保険者期間の月数)

+ (平均標準報酬額) × (7.692/1000～5.769/1000※) × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.981

※単価・乗率は生年月日により異なります。

(3) 加給年金(定額部分が加算される場合に限ります。)

・配偶者 227,000円 ・第1子および第2子 227,000円 ・第3子以降 各 75,600円

加給年金の支給要件は次のとおりです。

①本人の厚生年金加入期間が20年以上(40歳(女子は35歳)以後15年以上)

②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること。

③配偶者が65歳未満で生計維持関係にあること。

④配偶者の年収が850万未満であること。

なお、子ども(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級又は2級の障害者)がいる場合、人数に応じて加算。

●年金の支給停止

○60歳～64歳

在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と年金の合計額が28万円となるまで年金を全額支給。

2 賃金と年金の合計額が28万円を超えた場合、賃金が46万円になるまでは賃金が2増えれば年金を1停止。

3 賃金が46万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。

○65歳以降(この仕組みは平成14年4月2日以後に65歳に到達する人から適用されます。)

65歳以降の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と厚生年金(報酬比例部分)との合計額が46万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給

2 これを上回る場合には、賃金の増加2に対して、年金1を停止

3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給

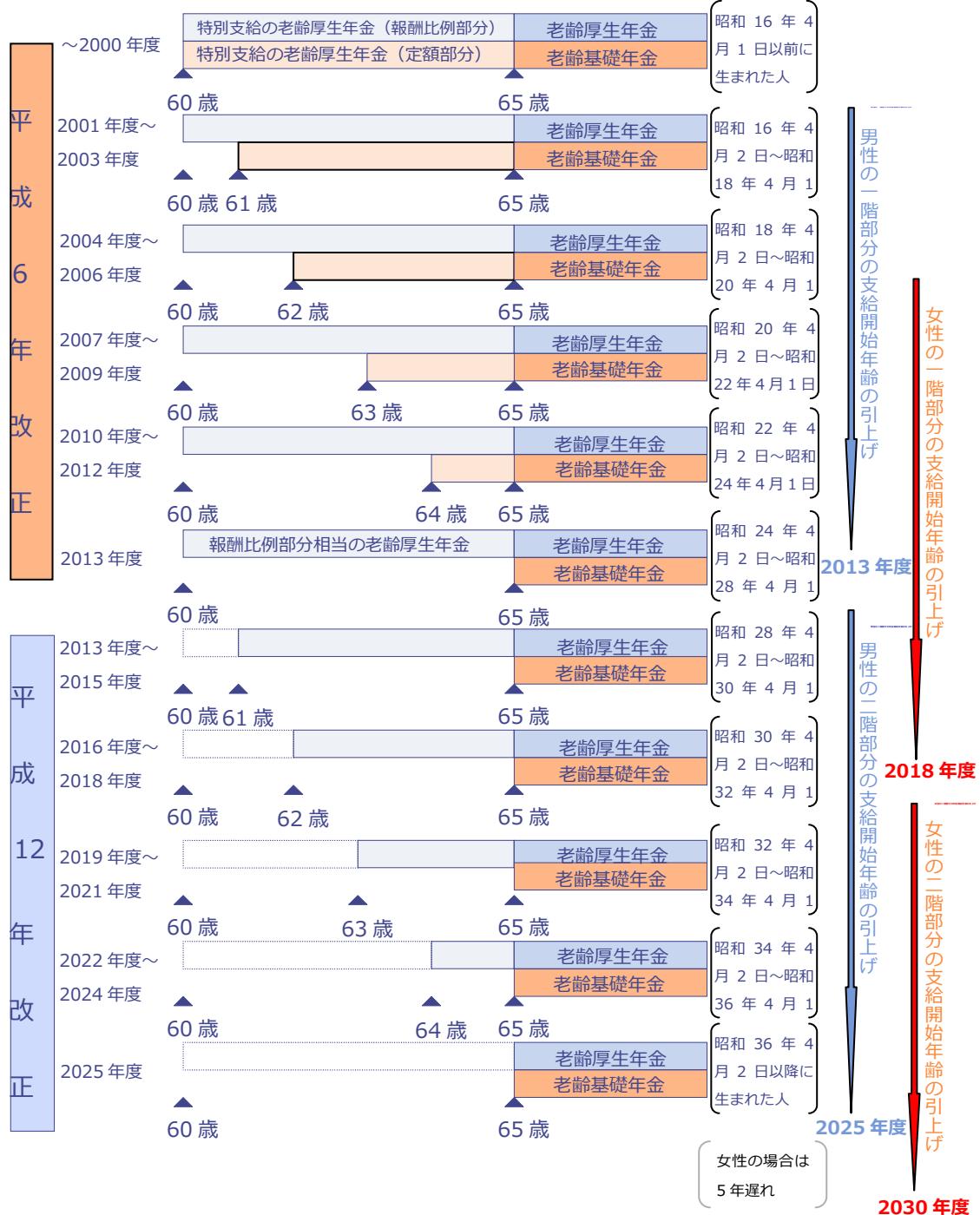
※ 平成19(2007)年4月1日から70歳以上の被用者にも適用拡大されました。ただし、70歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)には適用されません。

(注) 老齢厚生年金の繰下げ支給は平成19(2007)年4月1日より施行されました。なお、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している人は対象となりません。

图表 4-1

支給開始年齢の引上げのスケジュール

※男性の場合



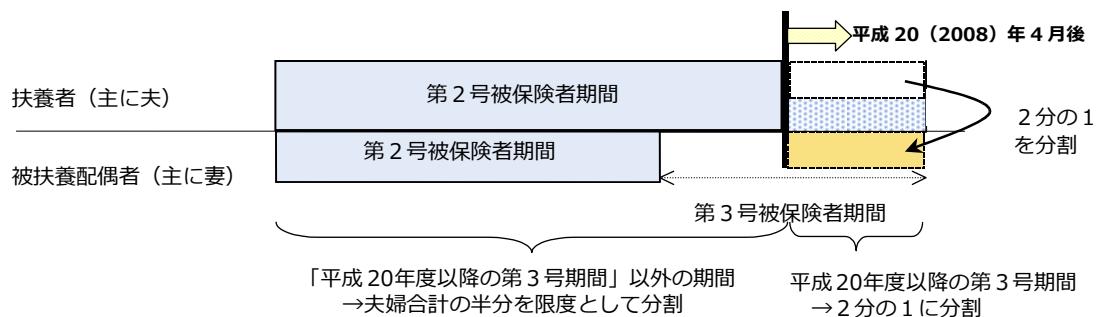
離婚時の厚生年金の分割

- 異居した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間（第3号被保険者期間の分割の対象とならない共働き期間なども含む）についての厚生年金の分割を受けることができます。
 - 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
 - 施行日（平成19年4月1日）以降に成立した離婚を対象に限りますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨が、法律上明記されています。
 - 第3号被保険者期間〔第3号被保険者期間についての厚生年金の分割の制度の施行後（平成20年4月以後）の期間〕は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



2 障害基礎年金・障害厚生年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件 ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。 イ) 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(=直近1年要件の特例)。</p> <p>②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日(※)において、障害の程度が1級又は2級に該当すること。 (ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます。)</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金 初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設けられています。</p>	<p>①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日において、障害の程度が1級~3級に該当すること。</p> <p>※ 障害認定日 初診日から1年6ヶ月経過した日。その間に治った場合は治った日。</p>
年金額(平成23年度)	<p>1級 788,900円 × 1.25 + 子の加算 2級 788,900円 + 子の加算</p> <p>●子の加算 第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各 75,600円 ※子とは次の者に限ります。 ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で1・2級の障害者</p>	<p>1級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.981 × 1.25 + 配偶者の加算(227,000円)</p> <p>2級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.981 + 配偶者の加算(227,000円)</p> <p>3級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.981 ←最低保障額(591,700円)</p> <p>(注) 被保険者期間が300月(=25年)に満たないときは300月(=25年)とします。</p>

＜図表4-2＞ 障害等級について

障害の状態	
1級	<p>1級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他</p>
2級	<p>2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他</p>
3級 (障害厚生年金のみ)	<p>3級とは、就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ④ その他</p>

＜図表4-3＞ 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給

(平成18(2006)年4月実施)

今日では、障害を有していてもできる限り能力を發揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められています。年金制度としても、こうしたことに対応して、障害者の就労について年金制度上で評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができる仕組みとなりました。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	◎	○	◎
遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○は改正前の制度においても併給可能であった組み合わせ。

◎は今回の見直しによって併給が可能となったもの。

×は併給できないもの。

参考 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、平成17(2005)年4月に「特別障害者給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

平成23年度の支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額49,650円、障害基礎年金2級に該当する方で月額39,720円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額又は半額、制限される場合があります。

請求の窓口は住所地の市区町村役場です。

3 遺族基礎年金・遺族厚生年金

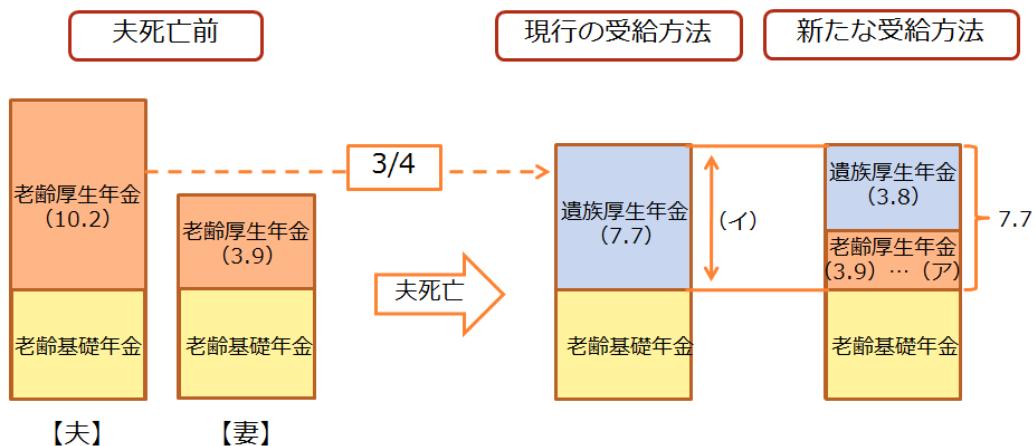
	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある 60 歳以上 65 歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日が属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 3 分の 2 以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近 1 年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 Ⓐ子のある妻 Ⓑ子</p> <p>※ 子の年齢要件 ・18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20 歳未満で 1 級又は 2 級の障害者</p>	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 Ⓐ被保険者が死亡したとき。 Ⓑ被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から 5 年以内に死亡したとき。 Ⓒ1 級又は 2 級の障害厚生年金受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件のⒶ・Ⓑの場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 Ⓐ遺族基礎年金の対象となる遺族 Ⓑ子のない妻 Ⓒ55 歳以上の夫・父母・祖父母（60 歳から支給） Ⓓ孫（遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり）</p> <p>※ 平成 19 年 4 月以降、夫の死亡時に 30 歳未満で子のいない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、 5 年間の有期給付となりました。</p>
年金額（平成 23 年度）	<p>788,900 円 + 子の加算</p> <p>● 子の加算 第 1 子、第 2 子・・・各 227,000 円 第 3 子以降・・・各 75,600 円</p>	<p>$[(\text{平均標準報酬月額}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \times \text{※}) \times (\text{平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \times \text{※}) \times (\text{平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.981 \times 3/4$</p> <p>※乗率は生年月日により異なります。</p> <p>（注）被保険者期間が 300 月（=25 年）に満たないときは 300 月（25 年）とします。</p>

＜図表4-4＞遺族厚生年金の併給方法の見直しについて（平成19（2007）年4月実施）

自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。

- ① 妻自身の老齢厚生年金（ア）は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準（イ）を（ア）と比較し、（ア）の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。

【見直しのイメージ図：妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



◆配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける65歳以上の方について

老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利を有する65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの額が遺族厚生年金の額となります。

- (1)上記の計算方法による額
- (2)「上記の計算方法による額の3分の2」と「本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く。）の額の2分の1」を合計した額

◆中高齢の寡婦加算額について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、591,700円（年額）が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。）

4 国民年金・厚生年金におけるその他の給付

公的年金制度の給付には、ほかにも以下のようなものがあります。

【国民年金におけるその他の給付】

概 要		概 要	
寡婦年金	寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。	付加年金	付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。
死亡一時金	死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36月以上の人、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

【厚生年金におけるその他の給付】

概 要		概 要	
障害手当金	障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に治った場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

＜図表4-5＞脱退一時金の額について

対象月数	国民年金 (平成23年度)	厚生年金
6カ月以上 12カ月未満	45,060円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12カ月以上 18カ月未満	90,120円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18カ月以上 24カ月未満	135,180円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24カ月以上 30カ月未満	180,240円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30カ月以上 36カ月未満	225,300円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36カ月以上	270,360円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

※保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されています。

- 最終月 1月～8月 前々年の10月の保険料率
- 最終月 9月～12月 前年の10月の保険料率

第5章 年金積立金の運用

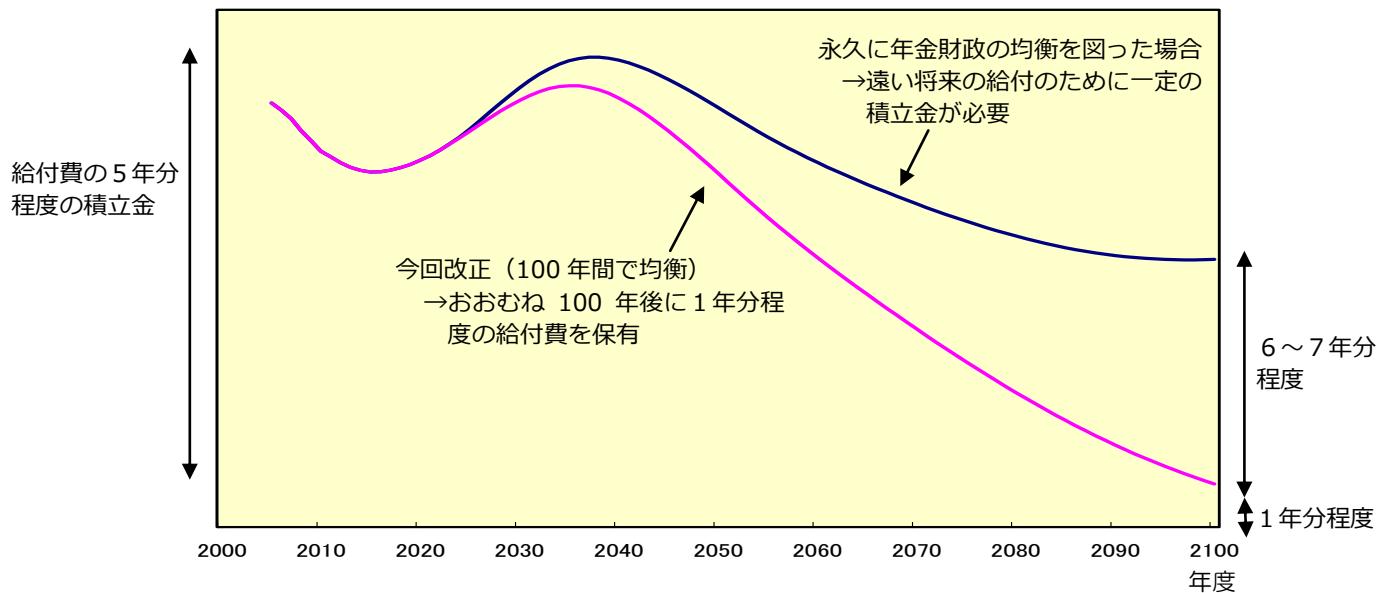
1 年金積立金の意義

公的年金の財政運営は基本的に賦課方式(世代と世代の支え合い)の考え方に基づいて行われていますが、積立金を保有してその運用収益を活用することなどにより、将来の保険料負担の急増等を緩和することが可能となります。

平成16(2004)年年金制度改革では、年金財政の運営方式が、いわゆる「有限均衡方式」になりました。すなわち、年金制度の給付と負担の均衡を図るべき期間として、既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間(100年程度)を設定し、その期間の最終時点において1年分程度の積立金を保有していればよいことになります。

＜図表6-1＞積立金の見通しのイメージ（厚生年金）

（平成16年度価格でのイメージ）



2 運用の仕組みなど

(1) 運用の仕組み

平成 16(2004)年年金制度改正においては、積立金運用の専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、これまで積立金の管理・運用を行ってきた特殊法人(旧年金資金運用基金)を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立した上で、同法人自ら債券、株式などの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定めることになりました。

現在、年金積立金の運用は、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に寄託するかたちで行っています。

(2) 運用の基本的な方針

年金積立金は被保険者から徴収した保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものです。そのため、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行います。

(3) 積立金の運用

①運用の目標

積立金の運用は、安全・効率的かつ確実を旨としたポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこととされています。

②市場平均収益率の確保

積立金の運用に当たっては、各年度において、

各資産ごとに、それぞれのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても、それぞれのベンチマーク収益率を確保することとされています。

また、ベンチマークについては、市場を反映した構成であることなどの条件を満たす適切な市場指標を用いることとされています。

(4) リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、管理・運用に伴う各種リスクの管理を適切に行うこととされています。

(5) 透明性の向上

各年度の年金積立金の管理および運用実績の状況については毎年1回、各四半期の管理および運用実績の状況については四半期ごとに、年金積立金管理運用独立行政法人のホームページなどを活用して公表しています。

(6) 市場や民間活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように配慮することとされています。

(7) 年金給付のための流動性の確保

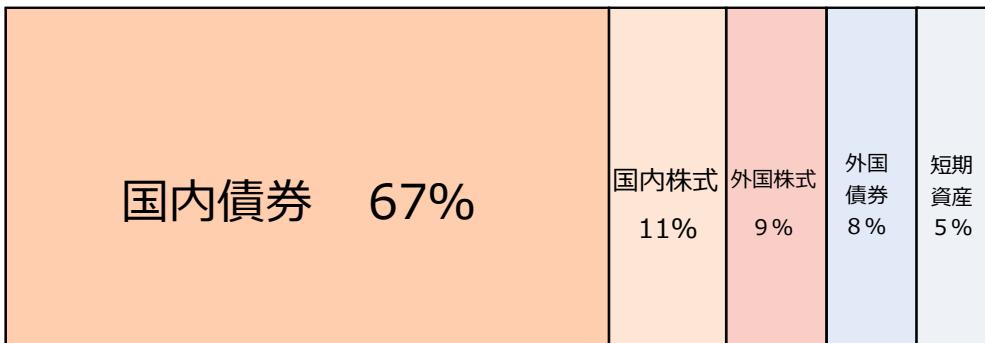
年金給付に必要な流動性（現金など）を確保することとされています。

＜図表 6 – 2 ＞ 資産構成割合（ポートフォリオ）

○年金積立金の資産の構成割合

年金積立金の運用は、その運用を管理する年金積立金管理運用独立行政法人が自ら定めた運用資産の構成割合に基づいて行われている。

《基本ポートフォリオ》



＜図表 6 – 3 ＞ 年金積立金全体の運用収益の状況

	年金積立金管理運用独立行政法人の運用収益						年金積立金全体の運用収益			(参考)			
	(1)	累積収益	年金特別会計への納付金		年金特別会計で管理する積立金の運用収益(預託金)	収益率	(1) + (2)	収益率	累積収益				
			収益率	年金特別会計への納付金									
平成 13 年度	-13,084	-1.80%	(注 1) -29,976	平成 4 年度 133	-30,109	40,870	2.99%	27,787	1.94%	27,787	144.3 兆円		
平成 14 年度	-30,608	-5.36%	-60,584		-60,717	32,968	2.75%	2,360	0.17%	30,146	38.6 兆円		
平成 15 年度	44,306	8.40%	-16,278		-16,411	24,407	2.41%	68,714	4.90%	98,860	141.5 兆円		
平成 16 年度	22,419	3.39%	6,141		6,008	17,169	2.06%	39,588	2.73%	138,448	70.3 兆円		
平成 17 年度	86,811	9.88%	92,952	8,122	84,697	11,533	1.73%	98,344	6.83%	236,792	145.6 兆円		
平成 18 年度	37,608	3.70%	(注 2) 130,562	19,611	102,697	8,061	1.61%	45,669	3.10%	282,461	87.2 兆円		
平成 19 年度	-56,455	-4.59%	74,108	13,017	33,225	4,678	1.45%	-51,777	-3.53%	230,684	150.0 兆円		
平成 20 年度	-94,015	-7.57%	-19,908	17,936	-78,727	839	0.57%	-93,176	-6.86%	137,508	102.9 兆円		
平成 21 年度	91,500	7.91%	71,592		12,773	54	0.09%	91,554	7.54%	229,062	149.1 兆円		
合 計	(注 3) 88,482 [71,592]	(通期 9 年) 1.36%		58,819	-	140,580	1.74%	229,062	(通期 9 年) 1.77%	-	138.6 兆円		
											123.8 兆円		
											128.3 兆円		
											122.8 兆円		

(注 1) 年金積立金管理運用独立行政法人（以下、管理運用法人という。）の平成 13 年度の累積収益には、旧年金福祉事業団の累積利差損益(-17,025 億円)を含み、平成 4 年度の年金特別会計への納付金（133 億円）を加えた額である。

(注 2) 管理運用法人の平成 18 年度の累積収益には、平成 18 年 4 月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づき、有形固定資産の時価評価等を行ったことによる資産額の評価増分（3 億円）を含む。

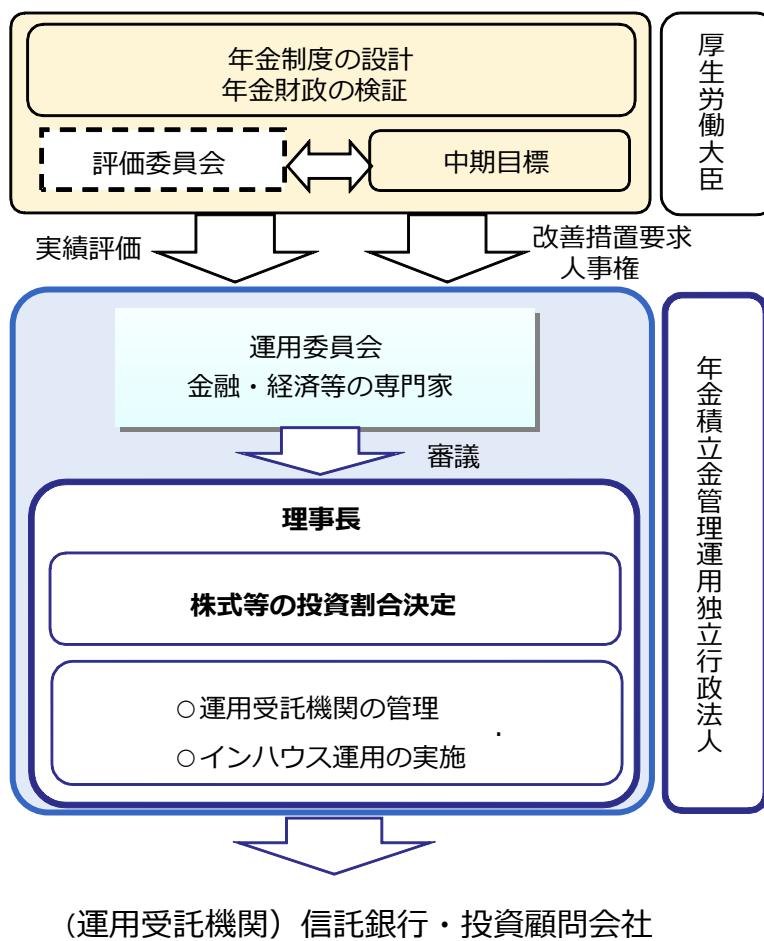
(注 3) 管理運用法人の平成 13 年度から平成 21 年度の運用収益額の合計は 88,482 億円であるが、これに(注 1)と(注 2)を加味したものが、平成 21 年度の累積収益額（71,592 億円）である。

(注 4) 年金積立金全体の年度末資産額は、年金特別会計の厚生年金と国民年金の合計額である。

(注 5) 管理運用法人の年度末資産額には、財政融資資金からの借入金額が含まれている。

(注 6) 上記の数値は四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

＜図表6－4＞積立金の運用の仕組み



第6章 社会保障協定

1 社会保障協定の意義

外国に派遣される日本国民の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重加入の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという**保険料掛け捨ての問題**が発生しています。

わが国は、これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として社会保障協定の締結を進めています。

2 社会保障協定の締結等の状況 (平成23年4月1日現在)

・発効済み 12カ国

	ドイツ	平成12年 2月協定発効
	イギリス	平成13年 2月協定発効
	大韓民国	平成17年 4月協定発効
	アメリカ	平成17年 10月協定発効
	ベルギー	平成19年 1月協定発効
	フランス	平成19年 6月協定発効
	カナダ	平成20年 3月協定発効
	オーストラリア	平成21年 1月協定発効
	オランダ	平成21年 3月協定発効
	チェコ	平成21年 6月協定発効
	スペイン	平成22年 12月協定発効
	アイルランド	平成22年 12月協定発効

・署名済み 3カ国

	イタリア	平成21年 2月協定署名
	ブラジル	平成22年 7月協定署名
	スイス	平成22年 10月協定署名

・政府間交渉中 2カ国

	ハンガリー	平成22年 10月第3回交渉
	ルクセンブルク	平成23年 2月第2回交渉

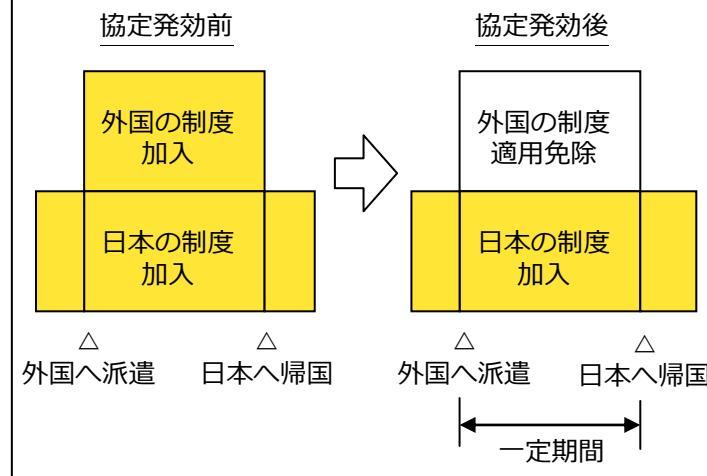
・予備協議中等 5カ国

	スウェーデン
	スロバキア
	オーストリア
	フィリピン
	インド

3 二重負担の防止

社会保障協定により、日本または外国の年金制度のいずれかのみに加入することとし、いずれの制度が適用されるかのルールを定めます。

＜図表5-1＞二重負担防止のイメージ



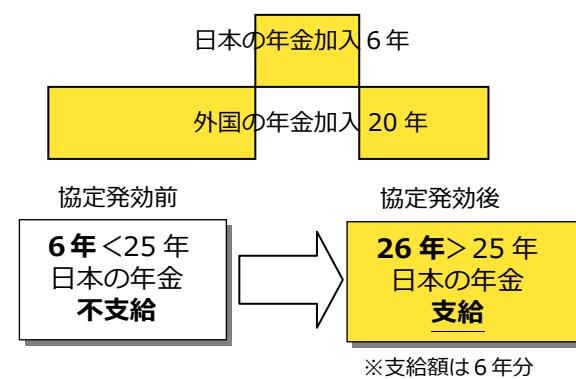
4 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算します。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。

＜図表5-2＞加入期間通算のイメージ

【外国から日本に派遣され勤務していた人の例】

日本の老齢年金受給のために必要な加入期間は25年



5 年金制度の国際比較

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2010年)	支給開始年齢 (2010年)	年金受給のため に必要とされる 加入期間	国庫負担
日本	<p>2階建て</p> <p>厚生年金保険</p> <p>国民年金</p> <p>全居住者</p>	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険: 16.058% (2010.9~、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2010.4~、月あたり 15,100 円)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険: 60歳 ※ 男性は 2025 年度までに、女性は 2030 年度までに 65 歳に引上げ	25年	基礎年金給付費の 2分の1
アメリカ	<p>1階建て</p> <p>老齢・遺族・障害保険</p> <p>被用者及び自営業者</p>	被用者及び自営業者	12.4% (労使折半)	66歳 ※ 2027 年までに 67 歳に 引上げ	40加入四半期 (10年相当)	なし
イギリス	<p>2階建て</p> <p>適用対象外</p> <p>国家第二年金</p> <p>職業年金</p> <p>個人年金</p> <p>基礎年金</p> <p>被用者及び自営業者</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財 源にも利用	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は 2020 年までに 65 歳に引上げ ※ さらに、2024 年から 2046 年にかけて男女ともに 65 歳から 68 歳に 引上げ	なし (2007 年の法改正によ り受給資格期間は撤 廃。ただし、旧法適用 対象者の年金受給には 男性 11 年、女性 9.75 年の加入期間が必要)	原則なし
ドイツ	<p>1階建て</p> <p>適用対象外</p> <p>一部自営業者年金</p> <p>一般年金保険</p> <p>鉱山労働者年金保険</p> <p>被用者及び一部自営業者</p>	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	65歳 ※ 2012 年から 2029 年 までに 67 歳に引上げ	5年	給付費の 27.6% (2009 年)
フランス	<p>1階建て</p> <p>適用対象外</p> <p>職域毎の自治制度</p> <p>一般制度</p> <p>特別制度</p> <p>被用者</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	60歳 ※ 2018 年までに 62 歳 に引上げ	なし	一般税、一般社会 拠出金 (CSG) 等 より約 26.7% (2009 年)
スウェーデン	<p>1階建て</p> <p>保証年金</p> <p>所得比例年金</p> <p>被用者及び自営業者</p>	被用者及び自営業者	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※ その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる (老齢年 金とは別制度)	61 歳以降本人が選択 (ただし、保証年金 の支給開始年齢は 65 歳)	なし (保証年金については 最低 3 年のスウェーデ ンでの居住が必要あり、 満額受給は 40 年 の居住が必要)	保証年金部分

資料出所

- Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2009
- Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- 先進諸国のお社会保険 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズに応え、より豊かな老後生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中から自らの希望やニーズに合った制度を選択することができる体制が整備されています。

2 確定給付型と確定拠出型

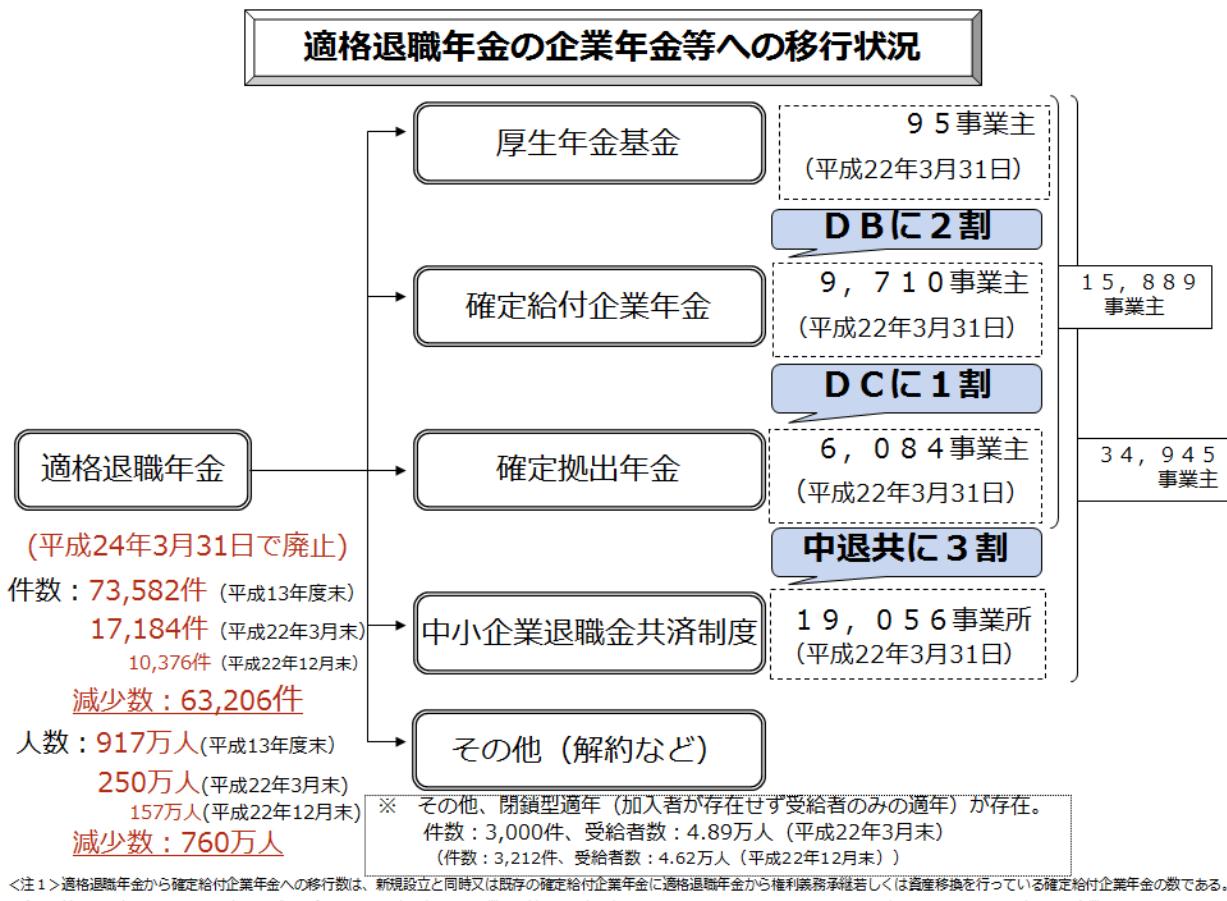
確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度を言います。この場合、加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならないという仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度を言います。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

<図表7-1> 企業年金等の種類

種類	タイプ	概要
厚生年金基金 【厚生年金保険法】	確定給付型	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、又は同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定給付企業年金 (基金型) 【確定給付企業年金法】	確定給付型	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付企業年金 (規約型) 【確定給付企業年金法】	確定給付型	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 (企業型) 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 (個人型) 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
国民年金基金 【国民年金法】	確定給付型	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。

＜図表7-2＞適格退職年金の企業年金等への移行状況



＜注1＞適格退職年金から確定給付企業年金への移行数は、新規設立と同時又は既存の確定給付企業年金に適格退職年金から権利義務承継若しくは資産移換を行っている確定給付企業年金の数である。

＜注2＞適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。

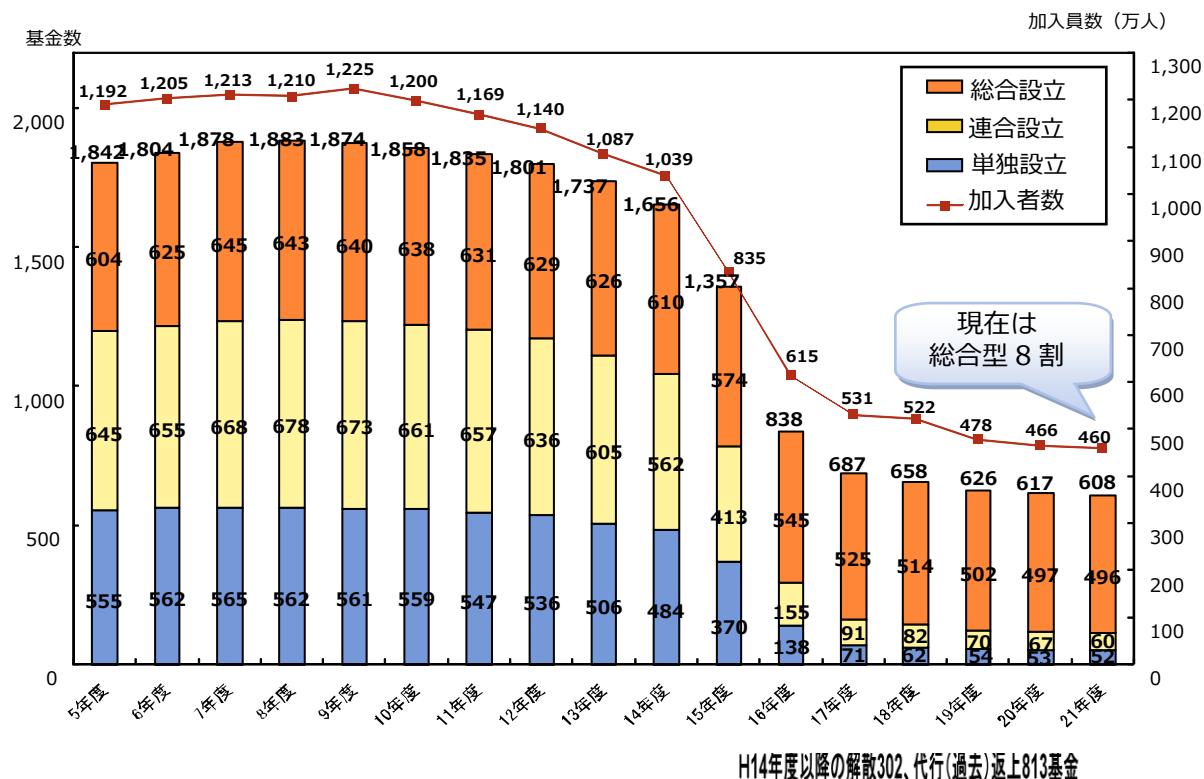
※適格退職年金とは、事業主と信託会社などの受託機関との間で締結した年金契約が、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得ることで、税制の優遇措置を受けられる制度（昭和37（1962）年に創設）。受給権保護の仕組みがより強い確定給付企業年金法の施行（平成13（2001）年度）に伴い、10年間の移行期間を設けた上で、平成23（2011）年度末に廃止される。

3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41 (1966) 年に発足した古い歴史を持ち、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる、わが国の企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化などを原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約（終身年金を原則とするなど）のない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

＜図表 7－3＞厚生年金基金数と加入者数



<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

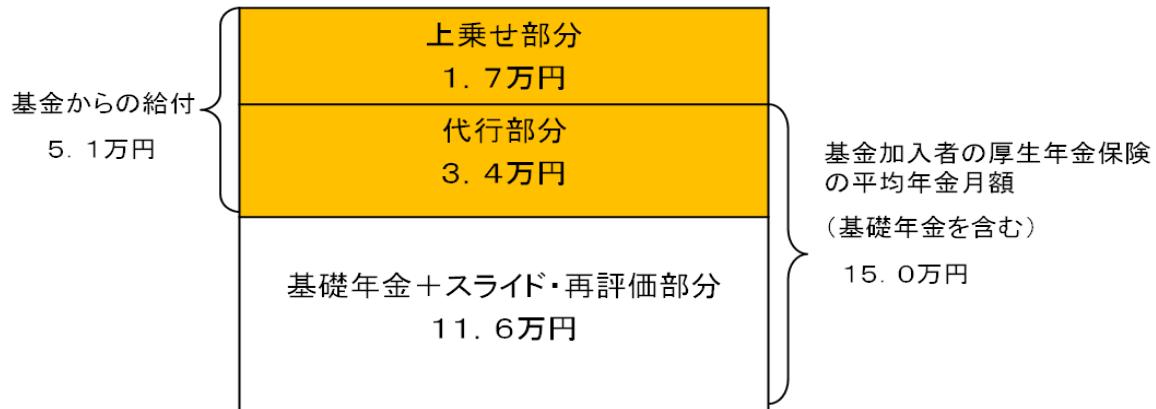
(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年 度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
総 数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	3	464
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	0	1	2	328
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	16	35	27	15	8	11	3	1	136

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

<平成21年度末現在:月額>

平均年金月額: 16.7万円



(注1) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

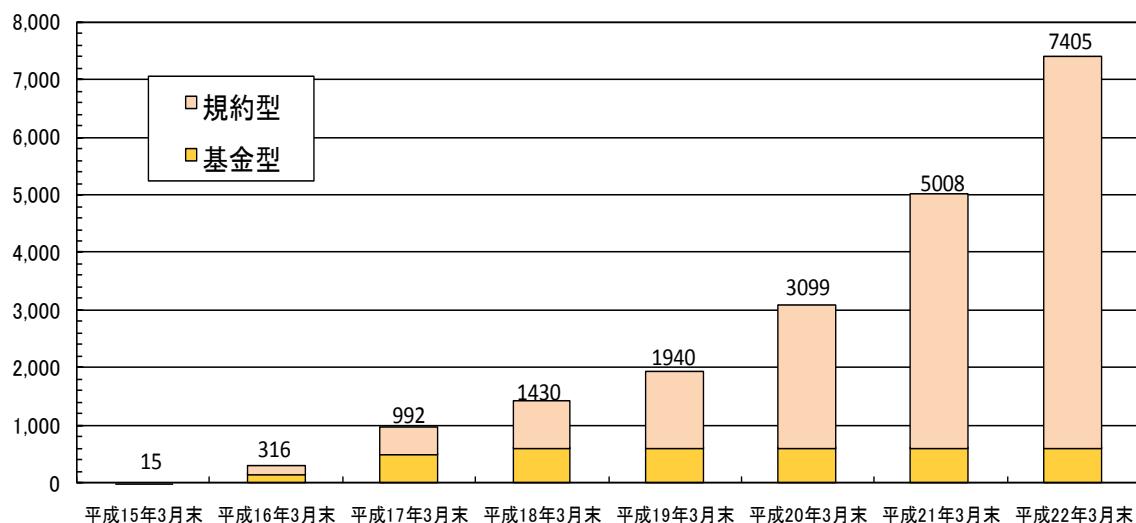
(注2) 千円未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

4 確定給付企業年金の現状

確定給付企業年金制度は、平成 14（2002）年4月に発足した新しい制度です。厚生年金基金と異なり代行給付がないために、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、しかも受給権の保護などが確保されているという長所があります。

＜図表 7－5＞確定給付企業年金の実施

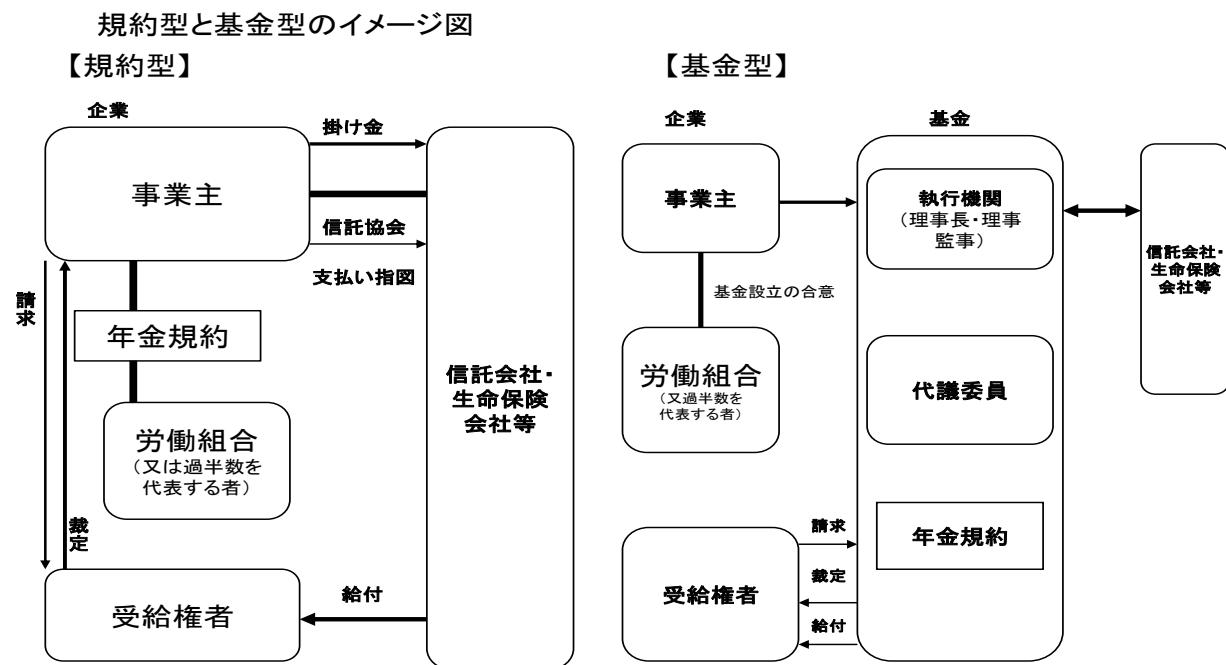
（制度数）



	基金型	規約型	総数（件）
平成 15 年 3 月末	0	15	15
平成 16 年 3 月末	152	164	316
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	605	1,335	1,940
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,099
平成 21 年 3 月末	611	4,397	5,008
平成 22 年 3 月末	610	6,795	7,405

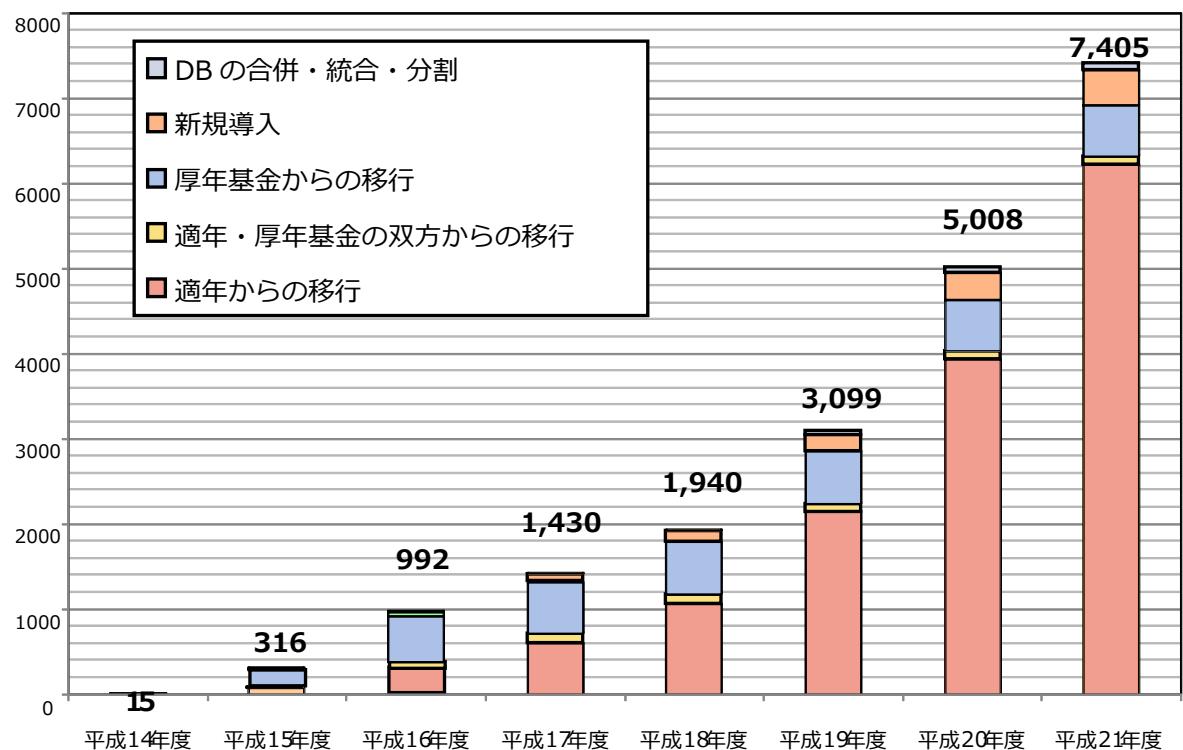
（平成 22 年 厚生労働省調べ）

<図表 7-6>



<図表 7-7>

確定給付企業年金の実施件数の推移（設立時における移行元別）

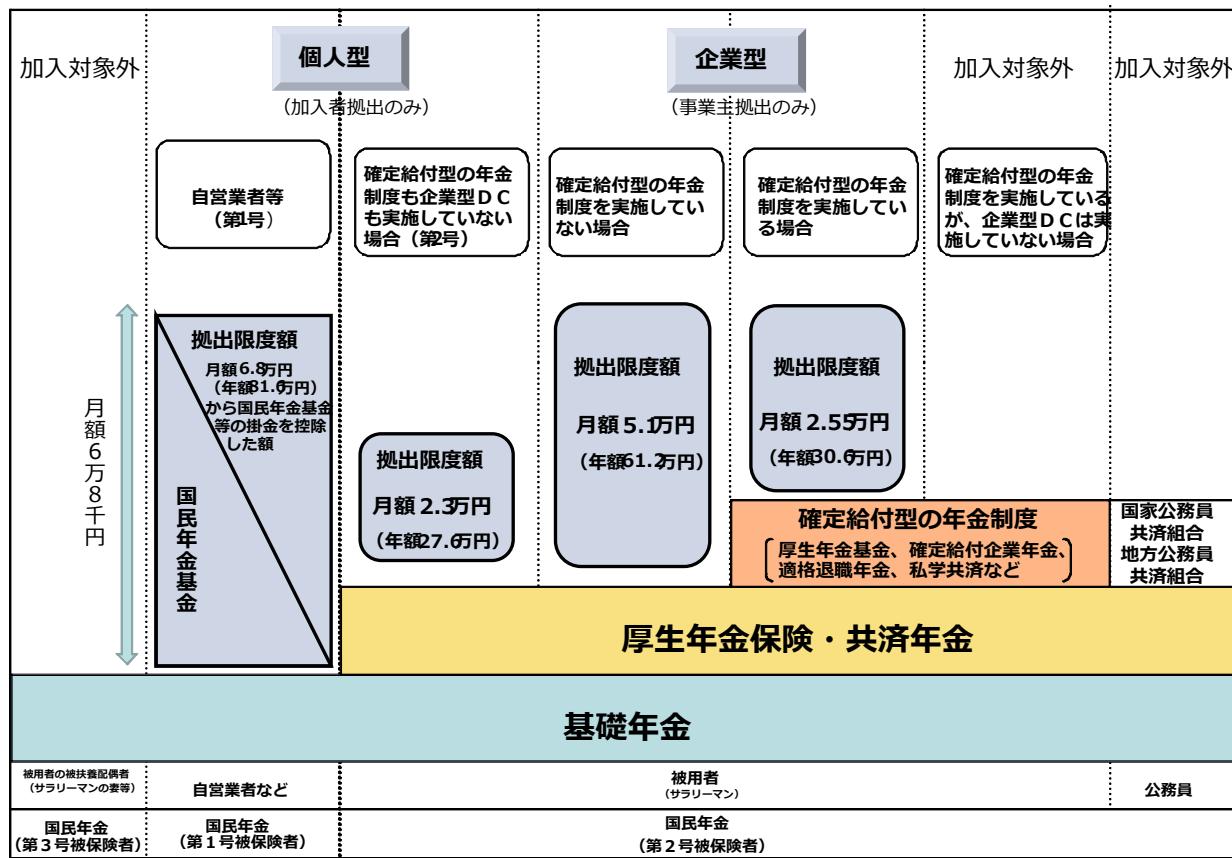


(平成 22 年 厚生労働省調べ)

5 確定拠出年金の現状

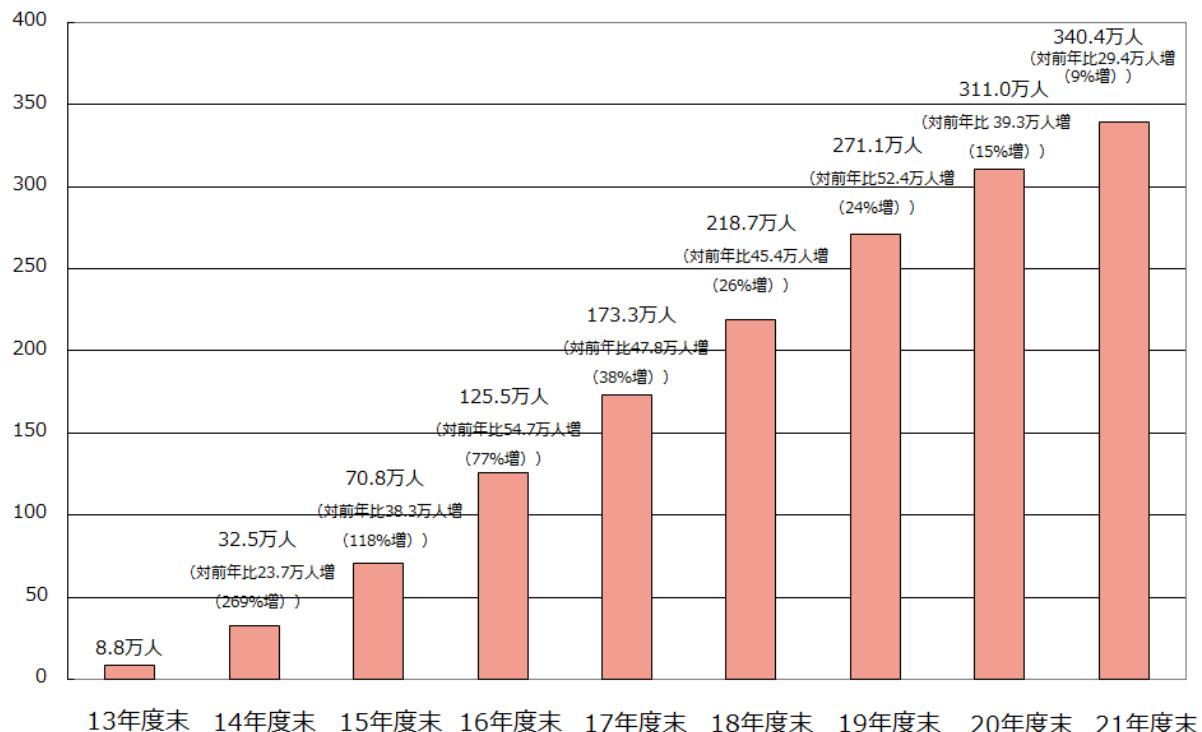
確定拠出年金制度は、拠出された掛け金が加入者ごとに区分され、その掛け金と加入者自身による運用の指図によって運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくする観点から、平成13(2001)年10月に発足しました。

＜図表7-8＞ 対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



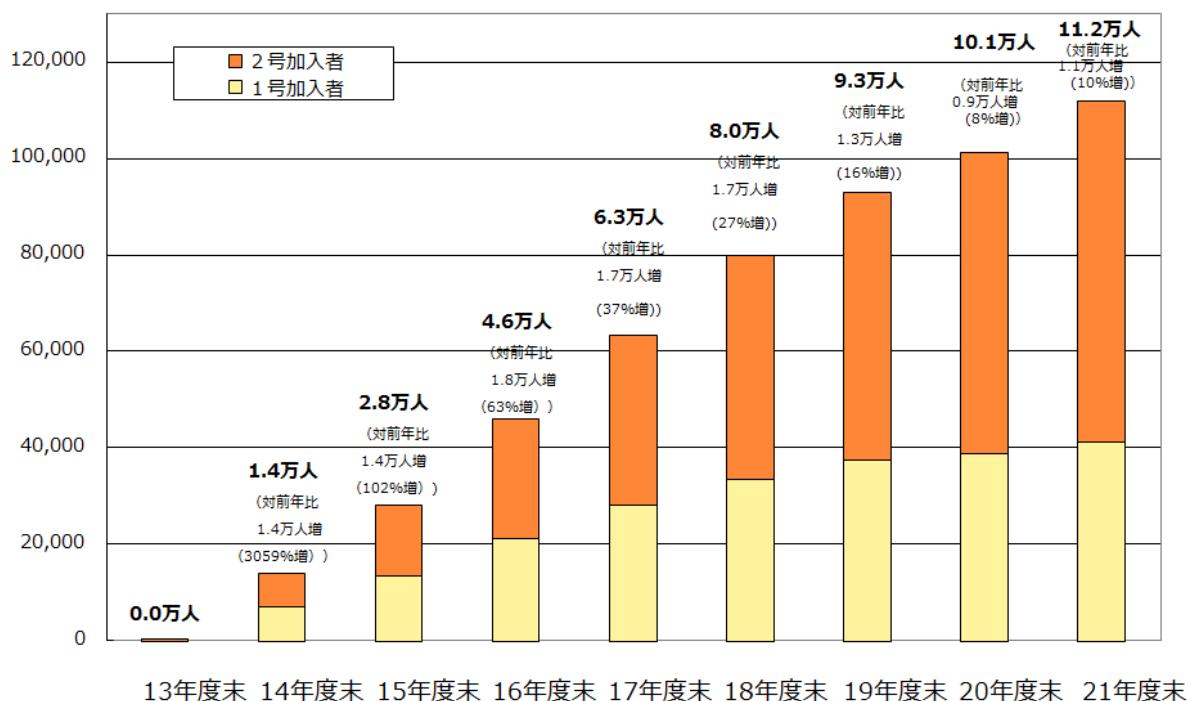
<図表7-9>確定拠出年金制度の実施状況

(1) 企業型の加入者数の推移



(平成 22 年 厚生労働省調べ)

(2) 個人型の加入者数の推移



6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等（国民年金の第 1 号被保険者）が、基礎年金の上乗せ給付を得て、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度として、平成 3 (1991)年に制度が発足しました。

国民年金基金には、次の 2 種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する 1,000 人以上の者で組織されている（平成 21 年度末現在 47 基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業又は業務に従事する 3,000 人以上の者で組織されている（平成 21 年度末現在 25 基金）

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。

加入員数の推移（単位：万人）

	平成 3 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
全体	43.6	78.7	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8	61.5	57.7
地域型	37.1	66.0	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2	51.2	48.0
職能型	6.6	12.7	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6	10.3	9.7

国民年金基金の給付状況（平均年金月額）

	総計	基金	連合会	
			地域型	職能型
合計	2.6万円	2.8万円	2.7万円	3.6万円
1 口目	1.3万円	1.4万円	1.3万円	1.5万円
2 口目以降	2.6万円	2.8万円	2.6万円	3.7万円

※ 2 口目以降については、2 口目以降を受給している者の平均

国民年金基金の老齢年金月額

加入年齢	35歳 0 月まで	45歳 0 月まで	50歳 0 月まで	50歳 1 月以降
1 口目	2 万円	1.5万円	1 万円	年金額は加入年齢 (月単位) で異なる
2 口目 (口数毎)	1 万円	5 千円	—	

(注) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

參 考 資 料

平成 21 年財政検証結果

1 平成 16 年年金制度改革における給付と負担の見通し

給付水準

(厚生年金 (夫婦の基礎年金を含む))

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点（65歳）で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35年度以降：50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げるない。

年金をもらい始めた年以降の年金額（名目額）は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

改正前 厚生年金:13.58%

(本人6.79%)

国民年金:13,300円

(厚生年金)
・平成16年10月から毎年0.354%（本人0.177%）の増※平均的勤労者（月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分）本人各月650円
ボーナス1回1,150円（年2回）

(国民年金)
・平成17年4月から毎年月額280円の増（平成16年度価格）

平成29年度以降

厚生年金:18.30%

(事業主9.15%)

国民年金:16,900円

（平成16年度価格*）

*「平成16年度価格」
16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。
実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。
したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

平成16年度：着手

財源：年金課税の見直し
(公的年金等控除の見直し
老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当（11/1000）

平成17年度・18年度：
適切な水準にまで引上げ

・平成17年度は、定率減税の2分の1縮減による増収分のうち1,101億円を基礎年金に充当

・平成18年度は、定率減税の縮減・廃止を踏まえ、国庫負担割合を1/3 + 25/1000に引上げ

・平成19年度は、平成19年度以降の国庫負担割合を1/3 + 32/1000に引上げ

平成19年度を目指
【平成16年12月与党税
制改革大綱】
消費税を含む税体系
の抜本的改革を実現

平成21年度まで：
2分の1への引上げ完了

2 財政検証の諸前提

(1) 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・「日本の将来推計人口（平成 18 年 1 2 月推計）」を使用。
- ・合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率	平均寿命
2005 年（実績） 1.26 → 出生高位：1.55 出生中位：1.26 出生低位：1.06	2005 年（実績） 男：78.53 年 女：85.49 年 → 死亡中位 男：83.67 年 女：90.34 年 死亡低位 男：84.93 年 女：91.51 年 死亡高位 男：82.41 年 女：89.17 年

(2) 労働率の前提

平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定。

(3) 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について（検討結果の報告）」（平成 20 年 11 月 12 日）および内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21 年 1 月）をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の 3 つのケースを以下のとおり設定。

- ・長期の経済前提（平成 28(2016) 年度以降）は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲^(※)の中央値をとって設定。

※過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲を推計。

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位 ケース	1.0 %	名目 2.5 % 実質（対物価）1.5 %	名目 4.1 % 実質（対物価）3.1 %	全要素生産性上昇率 1.0% の場合の範囲の中央値
経済高位 ケース	1.0 %	名目 2.9 % 実質（対物価）1.9 %	名目 4.2 % 実質（対物価）3.2 %	全要素生産性上昇率 1.3% の場合の範囲の中央値
経済低位 ケース	1.0 %	名目 2.1 % 実質（対物価）1.1 %	名目 3.9 % 実質（対物価）2.9 %	全要素生産性上昇率 0.7% の場合の範囲の中央値

※足下の経済前提（平成 27(2015) 年度以前）は、内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21 年 1 月）に準拠。

経済中位ケース： 2010 年世界経済順調回復シナリオ（ケース 1-1-1）

経済高位ケース： 2010 年世界経済急回復シナリオ（ケース 1-1-2）

経済低位ケース： 世界経済底ばい継続シナリオ（ケース 1-1-3）

※平成 27(2015)～51(2039) 年度平均の実質経済成長率は、経済中位ケースで 0.8% 程度、経済高位ケースで 1.2% 程度、経済低位ケースで 0.4% 程度と見込まれる。

※なお、名目運用利回りは上記のほか長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。また、平成 20(2008) 年度については平成 20(2008) 年 12 月末における株価等の状況を織り込んでいる。

(4) その他の前提

- ・上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提是、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。
- ・基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしている。

3 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケース）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金					
平成（西暦）	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21 (2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4
22 (2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1
23 (2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7
24 (2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3
25 (2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3
26 (2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4
27 (2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5
32 (2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6
37 (2025)	18.30	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5
42 (2030)	18.30	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0
52 (2040)	18.30	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5
62 (2050)	18.30	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3
72 (2060)	18.30	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8
82 (2070)	18.30	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1
92 (2080)	18.30	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1
102 (2090)	18.30	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8
112 (2100)	18.30	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0
117 (2105)	18.30	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	60.8	-25.1	132.4	13.2
										1.0

（注1）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

（注2）「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

（注3）厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（注4）「出生率：中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。

（注5）「死亡率：中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

（備考）

前提： 基本ケース 出生：中位ケース 死亡：中位ケース 経済：中位ケース	長期の経済前提 物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1%	マクロ経済スライド 調整開始年度 平成 24 年（2012）年度 調整終了年度 平成 50 年（2038）年度	最終的な所得代替率 50.1% (平成 50 年（2038）年度以降)
---	---	---	---

4 国民年金の財政見通し

国民年金の財政見通し(平成21年財政検証)

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計			支出合計		収支	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	差引残				
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1
52(2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9
62(2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2
72(2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3
82(2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7
92(2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0
102(2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8
112(2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8
117(2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9
										1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注4)「出生率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。

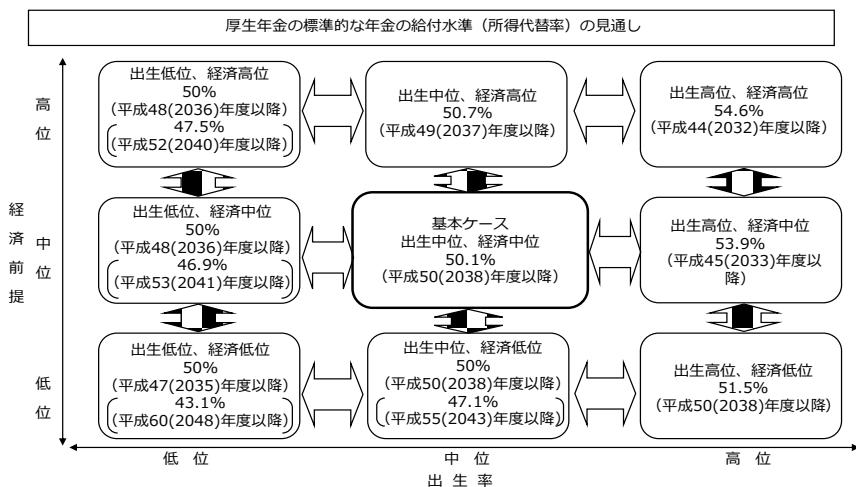
(注5)「死亡率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

(備考)

前提: 基本ケース	長期の経済前提	マクロ経済スライド
出生:中位ケース	物価上昇率 1.0%	調整開始年度
死亡:中位ケース	賃金上昇率 2.5%	平成24年(2012)年度
経済:中位ケース	運用利回り 4.1%	調整終了年度 平成50年(2038)年度

5 納付水準の将来見通し

給付水準の将来見通し（平成21年財政検証結果）



（注1）図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。（ ）内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

（注2）上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3%（平成47(2035)年度以降）、死亡低位の場合47.9%（平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）の見通しである。

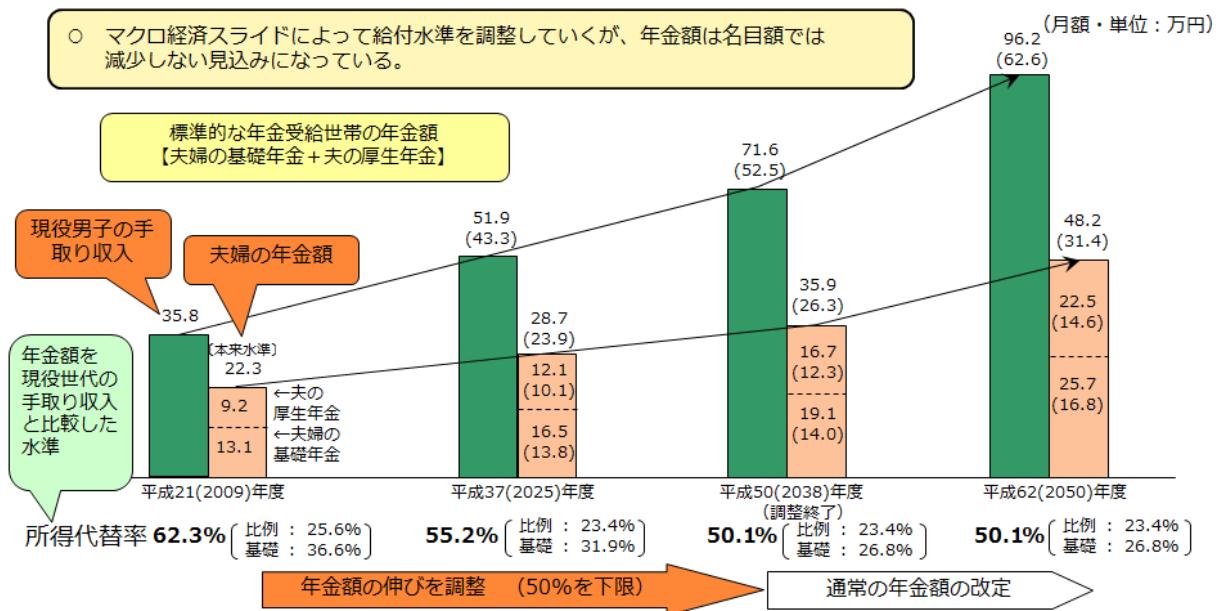
（注3）マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

6 年金額及び所得代替率の見通し（標準世帯）

基本ケース（出生中位、経済中位）の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み（年金を受給し始めた時の年金額）

- マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。



(注1) 基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位）の場合。

(注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24（2012）年度に開始する見込み。

(注3) 次の財政検証の時期（平成26（2014）年度）における所得代替率は60.1%の見通しであり、この時点で50%を下回る見込みとはなっていない。

(注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度（平成50（2038）年度）よりも早い平成31（2019）年度に終了する見込み。

(注5) 図中の数値は各時点における名目額。（ ）内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円（スライド特例によりかさ上げ）

は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどき

日本年金機構

1 日本年金機構の設立（社会保険庁改革等の経緯）

旧社会保険庁では、平成16（2004）年11月26日の「緊急対応プログラム」、平成17（2005）年9月27日の「業務改革プログラム」の策定・実施等を通じて、業務処理方法の見直しとこれを支える組織作りを車の両輪として進めてきましたが、社会保険事業の安定的な運営を図るために、対症療法的な改善に止まらず、国民の不信を招いた構造問題を一掃するための改革が不可欠となっていました。

平成16年8月に設けられた内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び平成17年7月に設けられた厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」で取りまとめた方針等に沿って、旧社会

保険庁の解体的出直しを内容とする社会保険庁改革二法案が平成18（2006）年に国会に提出されました。法案審議の時期に、各地の旧社会保険事務所において国民年金保険料免除等の不適正事務処理が行われていた問題が明らかになり、再び国民の大きな不信感を招く事態となる中、同法案は審議未了廃案となりました。

その後、規律の回復と事業の効率化を更に徹底すべきとの国民の声を受け止めて改めて検討した結果、新たに非公務員型の公法人として「日本年金機構」を設立することとしました。これらを内容とする社会保険庁改革関連法案（「日本年金機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改

正する法律案」)が平成19(2007)年3月に第166回通常国会に提出され、平成19年6月に可決・成立しました。上記法案の成立を受

け、平成22(2010)年1月1日、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立されました。

2 日本年金機構の中期目標及び中期計画

日本年金機構の業務運営については、毎年度の運営とともに中期的な目標に基づく運営の視点が重要であることから、日本年金機構法に基づき、2010(平成22)年1月に、厚生労働大臣が「日本年金機構中期目標」(期間:2010(平成22)年1月1日から2014(平成26)年3月31日までの4年3か月)を定め、中期目標に基づき日本年金機構が作成した「日本年金

機構中期計画」を認可している。中期計画においては、①年金記録問題への対応に関する事項、②提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の効率化に関する事項、④業務運営に関する公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項等を定めており、公的年金の事業運営を計画的に行っていきます。

日本年金機構中期計画(概要)

I 計画期間

中期計画:平成22年1月1日～平成26年3月31日

II 年金記録問題への対応に関する事項

- 中期目標に定められた各般の取組を計画的に進める。

III 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

○ 厚生年金保険等の適用の促進

- ・ 年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、効率的な推進に努める。
- ・ 重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。

○ 国民年金納付率の向上

- ・ 毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所毎に策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ・ 国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。
- ・ 現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間のできるだけ早い時期に、平成21年度の実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。

○ 厚生年金保険等の徴収対策の推進

- ・ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。

○ 給付事務

- ・ 請求書受付から年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を設定。
 - ・ 中期目標期間中、毎年度の達成率について、前年度と同等以上の水準を確保するとともに、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを目指す。
- ＜サービススタンダード＞
- ①老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)、②障害基礎年金:3か月以内、③障害厚生年金:3か月半以内

○ 年金相談の充実

- ・ 来所相談の待ち時間を、通常期で30分、混雑期で1時間を超えないよう、短縮に努める。
- ・ ねんきんダイヤル応答率について、毎年度の応答率について、前年度の応答率と同等以上の水準を確保し、最終年度においては、当該応答率を70%以上とすることを目指す。

○ お客様の声を反映させる取組

- ・ 「お客様へのお約束10か条」を策定し、その実現に努める。
- ・ 年金事務所におけるお客様モニターハンディ会議の開催、「ご意見箱」の設置等お客様の声を収集し、サービス改善につなげる仕組みを導入する。
- ・ お客様の声の内容を蓄積し、分析を行うためのデータベースを構築する(平成23年度中の導入・稼働を目指す)。
- ・ 「お客様へのお約束10か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。
- ・ 年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。

○ 電子申請の推進

- ・ 平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

○ 運営経費の抑制等

- ・ 機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。
- ・ 人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。
- ・ 一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。

○ 外部委託の推進

- ・ 委託業者とのサービス品質に関する合意の締結等により、委託業務の品質の維持・向上を図る。

○ 社会保険オンラインシステムの見直し

- ・ 新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、オンラインシステムの見直しに取り組む。

○ 契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減

- ・ 調達コストについて、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の10%以上を削減することを目指す。
- ・ 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。

V 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

○ 内部統制システムの構築

- ・ 業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。
- ・ 文書管理規程を策定し、文書の原本管理・保管を徹底する。特にお客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とするなど、適正に管理・保管する。

○ 情報公開の推進

- ・ 每事業年度の年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表等を行い、日本年金機構の業務運営等に関する情報等を分かりやすい形で、積極的にお客様に発信する。
- ・ 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。
- ・ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。

○ 人事及び人材の育成

- ・ すべての正規職員について、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンを確立する。
- ・ 年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系等を確立する。
- ・ 職員の意欲向上、意識改革を図り、業務効率化等に資する人事評価制度を導入する。
- ・ 職員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するとともに、社内資格制度を設ける。

○ 個人情報の保護

- ・ 年金事業に対する信頼回復を図るため、個人情報の保護・管理に万全を期する。

3 日本年金機構におけるお客様サービスの基本方針

日本年金機構においては、その発足に伴いお客様の立場に立ったサービスを提供するため、「年金について分かりやすく丁寧にご説明する」、「来所相談や電話でのお問い合わせには迅速にお答えする」、「お待たせ時間の短縮に努める」、「お客様のご意見・ご要望を積極的にサービス改善につなげる」、「迅速な対

応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けする」、「お誕生月の『ねんきん定期便』の送付を始め、年金情報提供サービスを充実する」、「お客様の情報をしっかりと管理する」など、お客様サービスの基本方針として『お客様へのお約束 10か条』を掲げ、職員全員がその実現に努めています。



◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです

◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します

◆そのために私たちが大切にすること

- お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
- 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に outs。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかりと管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守られたかどうか、毎年の実績をご報告します。

